

参議院政治改革に関する特別委員会公聴会会議録第一号

平成六年一月十七日(月曜日)

午前十時開会

委員の異動

一月十四日

辞任

合馬 敬君

岩本 久人君

寺澤 芳男君

一月十七日

辞任

岩崎 昭弥君

中村 鋭一君

吉岡 吉典君

西川 潔君

補欠選任

鎌田 要人君

岩崎 昭弥君

泉 信也君

補欠選任

岩本 久人君

峰崎 直樹君

寺澤 芳男君

青島 幸男君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

上野 雄文君

下稲葉耕吉君

関根 則之君

松浦 功君

一井 淳治君

本岡 昭次君

白浜 一良君

平野 貞夫君

吉田 之久君

吉川 春子君

委員

岡 利定君

鎌田 要人君

久世 公堯君

坂野 重信君

清水 達雄君

事務局側

常任委員会専門員

公述人

駒澤大学教授

宮城県知事

元参議院議員

読売新聞社取締役副社長・論説委員長

政治改革推進協議会会長

都留文科大学教授

右崎 正博君

亀井 正夫君

加藤 博久君

矢嶋 三義君

浅野 史郎君

西 修君

本日の会議に付した案件

○公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○政治資金規正法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○政党助成法案(内閣提出、衆議院送付)

○公職選挙法の一部を改正する法律案(橋本敦君発議)

○政治資金規正法の一部を改正する法律案(橋本敦君発議)

○委員長(上野雄文君) ただいまから政治改革に関する特別委員会公聴会を開会いたします。

本日は、公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第二号)、政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第三号)及び政党助成法案(閣法第四号)(いずれも内閣提出、衆議院送付)並びに公職選挙法の一部を改正する法律案(参第三号)及び政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第四号)(いずれも橋本敦君発議)、以上六案につきまして、お手元の名簿の六名の公述人の方々から御意見を伺います。

まず、午前中は三名の公述人の方々にお話をいたします。

この際、公述人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

皆様には、御多忙のところ御出席をいただき、まことにありがとうございます。

皆様から忌憚のない御意見を拝聴し、今後の六案審査の参考にしたいと存じております。

次に、会議の進め方について申し上げます。

まず、お一人十五分程度で順次御意見を述べ

いただき、その後、委員の質疑にお答えをいただきたいと存じます。

○公述人(西修君) 御紹介いただきました西でございます。

本日は、当委員会に公述人として意見を述べさせていただきます機会を得ましたことを感謝いたしております。

さて、限られた時間でございますので、私は大きく三つの観点から意見を陳述したいと考えております。

第一は基本認識に関して、第二は、いわゆる根幹部分と言われるものの幾つかの事項について、そして第三は私が専門としております比較憲法的考察からの若干の意見陳述でございます。

まず第一の基本認識に関してありますが、希望を踏まえて三つばかり申し上げておきたいと思っております。

一つは、何としても今国会でこの政治改革法案の成立を図りたいと思っております。言うまでもなく、自民党内閣時代から成果を得るべく鋭意審議され、現内閣においても長時間をかけて議論された結果、衆議院を通過しているのだから、あつて当然と一歩というところで挫折すれば、国民の政治不信はさらに高まること必至であるといふふうに考えております。

二つは、そのためにはそれぞれの案についてお互いが謙虚に話し合い、妥協の道を見出すという姿勢が大切ではないかということです。自分の案こそベストだと言つて一歩も引かなければ進展してまいります。制度の本旨、本来の趣旨を見失わないで可能な案を模索していくことが何より重要であると思っております。

三つは、その可能な案の模索方法であります。現状とそれほど変わらないままぬるいものであつ

てはならないということであります。かといって、環境を整えることなく現状からはるかに離れたものであれば、空回りする危険が多分にごさいます。すなわち、制度改革はドラスチックなものを目指し、しかし、現実を踏まえながら実現可能なところから始めていかなければならないということであります。

これを本改革法案の根幹部分の一つ、戸別訪問の自由化について考えてみれば、完全な自由化は有権者と候補者あるいは政党との対話を促進させ、フィードバックさせながら政策の立案に役立てるといふ点では理想的であります。けれども、現時点で戸別訪問の完全自由化を実現するための環境が整っていると断言できるでしょうか。私にはむしろ混乱を招く方が多いのではないかと懸念されるのでございます。

ここでちょっと私の体験談をお話ししたいと思います。もう十年以上前のことでございますけれども、憲法と選挙制度の調査のためにオーストラリアとニュージーランドを訪れたことがございます。

御存じのように、両国とも小選挙区制の国であります。ニュージーランドのことですが、ある政党の本部で選挙運動で最も力を入れることは何かと尋ねたところ、ノッキング・オン・ドアーズ、すなわちドアをノックする、ノッキング・オン・ドアーズであるという答えが返ってきました。要するに、戸別訪問が最も効果的だというわけでございます。

そこで私は、日本では戸別訪問が禁止されている、その理由には有権者との間に金品のやりとりのおそれがあるからだ、貴国の場合そのようなおそれはないのかと尋ねたところ、もしそういうことがなされれば政党の評判はがた落ちになり壊滅的な敗北を喫するだろうというのが先方の答えでした。私は自分の質問を恥じるとともに、彼等の国民意識の違いを感じたような次第であります。日本もここまで持っていかなければならないとは思いますが、現時点での完全な自由化は可能で

でしょうか。ワンステップ置く必要があるのではないのでしょうか。そういう意味では、戸別訪問そのものは禁じなくても、例えば運動員の数を限り、選挙管理委員会から正式のバッジを支給し、そのバッジをつけている者のみが戸別訪問を行うことができるなど、制限的あるいは部分的戸別訪問から始めていったらどうか、このように考えております。

第二に、いわゆる根幹部分に関する事項として総定数、議席配分、比例選挙の区域に限定して意見を述べさせていただきます。

まず、総定数ですが、大きな違いは五百にするか四百七十一にするかの問題であります。私は、公職選挙法の本則の四百七十一にするのが筋だと考えます。公職選挙法の第四条には「衆議院議員の定数は、四百七十一人とする。」と明記されており、この数字は現在も条文として残っているものであります。けれども、附則の方でこの数字が何度か変えられて、現在では附則の五百十一人という数字が本則のような形になってしまっている感があります。

この際、国会議員自身が定数は正身身を切らなければならぬとすれば、初心に返って本則の四百七十一人にするのが最も正当なそして最も説得力のある結論ではないでしょうか。

なお、定数に関連して、最終的にはどうなるにせよ、政府案の五百という偶数は避けるべきだと考えます。

というのは、偶数の場合、賛否が同数になりますとその処理が面倒になるという欠点が露呈します。この参議院政治改革特別委員会の定数は三十五人という奇数ですから、十七対十七という同数になったとき委員長は決裁権行使により議決が可能になりました。もし三十四人という偶数だったら、どうなっていたでしょうか。委員長は最初の議決で投票しないという慣行になっているようでありまして、緊迫しておるとき、委員長を出している側の案が少数で否決という結果を招来することになります。本会議においても、議長は最初

の表決に加わらない慣行になっているとのことから、同じ事態になることが懸念されます。ここで、スウェーデンの例を引き合いに出したいと思ひます。

スウェーデンでは一九六九年に二院制から一院制になったのですけれども、当初一院制の議会の総定数は三百五十に設定されていきました。しかし、一九七三年の選挙で与野党の勢力が均衡し百七十五対百七十五になり、にっちもさっちもいかなかった。そういう状態になりました。そこで、定数を減らして三百四十九人にしました。ここが肝心なところで、三百五十一人にしなかったものであります。日本の感覚でしたら三百五十一人にしたのではないのでしょうか。

政府・与党におかれましては、原則五百を譲れないということであれば、せめて四百九十九人にすることをなされてはいかでしょうか。やはり五百台から四百台にまで減じたということだけでも印象が違ふように感じるわけでございます。

二つ目は、小選挙区と比例代表の議席配分ですが、考え方の基本をどこに置くべきかということでありまして、二大政党制的なものを志向し、また政権の交代を可能にするという視点に立てばやはり小選挙区により重点を置くべきだと考えます。この点、私自身は自民党案の方がベターだと思いますが、当初の政府案である二百五十対二百五十から二百七十四対二百二十六へと修正されたものをもう一歩進めて、その比率をせめて小選挙区六、比例代表四ぐらいにまで持っていけないでしょうかと思ひます。

問題は、三つ目の比例代表の区域の設定であります。全国を一区域にするのか、都道府県を一区域にするのかの問題でありますけれども、私自身は両方とも問題があるというふうに考えます。自民党案では一つの県から比例代表で選ばれる議員数が数人ということにもなり、このような制度では比例代表の趣旨が十分に生かされないと思ひます。また、政府案のように全国単位にしますと候補者数が余りにも膨大になるのではないかと

こと。そして、もう一つ大きな問題点は、現在の参議院と全く変わらない選挙方法を導入することになってしまふということでありまして。

憲法は衆議院と参議院を設け、任期、両院の権限関係などにそれなりの工夫を凝らしました。私自身は憲法における両院関係の規定方法そのものが不十分だと考えておりますけれども、それはさておき、憲法制定時、国会で次のような附決議がなされております。

参議院は衆議院と均しく国民を代表する選挙せられたる議員を以て組織するの原則はこれを認むるも、これがために衆議院と重複する如き機関となり終ることは、その存在の意義を没却するものである。政府は須くこの点に留意し、参議院の構成については、努めて社会各部門各職域の知識経験ある者がその議員となるに容易なるよう考慮すべきである。

云々。ここにおいて参議院の独自性、異質性を没却することのないよう注記されたのであります。私は、今日の参議院は完全に政党化されており、憲法の精神からかなりずれてきているのではないかと考えておりますが、ここでまた全く同じ選挙方法を取り入れることになれば、参議院にとつては自殺行為になるのではないかと懸念します。参議院におかれましては、そのような独自性の発揮できない選挙制度が通過しないことを希望します。

それでは、衆議院の比例代表制の区域単位をいかにすべきか。私はここで、第八次選挙制度審議会の第一次答申に盛られているブロック制を支持したいと思ひます。その答申では全国を十一のブロックに分けております。今日における行政、経済面での都道府県を超えた地域的結びつき、今後情報、交通網などの発達により生活圏が拡大していくであろうこと、そして道州制の導入など地方分権の見直しが予測されることなどからブロック制を支持したいというのがその理由でございます。なお、この点も根幹部分であり、全国単位の比例代表の修正が難しいということであれば、将来

参議院の選挙方法の再検討がなされるべきではないかと考えます。

新聞によりますと、参議院の本特別委員会や議院運営委員会において動議、採決の応酬合戦が続いていると報じられております。私が大学時代に読んだ憲法の本には、衆議院は数の府であるのに対して、参議院は理の府であると記述されていました。ところが現在、理の府である参議院で数の論理がまかり通っているように感じられてなりません。衆議院の選挙制度を考えるに際して、両院関係のあり方という基本を視座に据えなければならぬということをお願いしておきたいと思っております。

最後に、比較憲法の側面から二つだけ申し上げておきます。

一つは政党に関することで、近年の世界的傾向として政党に関する規定を完全に憲法の中に組み込むようになっております。この法案では政党に對する交付金を国民一人当たり二百五十円と定め、総額にして三百九億円が見込まれております。現行の法体系では政党の存在は極めてあいまいであります。それゆえ政党法をきちんと設け、国法体系における政党の法的位置づけを明確にすることが何よりも必要であるというふうに考えます。

二つには、先ほども触れましたけれども、両院関係を含めた国会改革を進めなければならないのではないかと考えております。

スウェーデンがなぜ一院制にしたかと申し上げますと、第二院の政党化が顕著になり二院制の妙味がなくなってきたからであります。同じ理由で、デンマークでは一九五三年、ニュージーランドでは一九五〇年に二院制から一院制にしました。私が最近調査したところによりますと、世界で二院制国家が五十七カ国、一院制国家が百十六カ国で、一院制国家の方が二院制国家の倍以上になっております。二院制をとっている国でもさまざまな工夫を凝らして二院制の存在意義、レーゾンデートルを出そうとしております。

これら比較憲法的考察につきましては、時間の関係から、もし何か後ほど御質問があればもう少し敷衍させていただきますけれども、私が申し上げたいのは、政治改革の問題を考える場合、憲法にまで踏み込んで、衆議院と参議院のあり方、政党の法的地位、国民の意識など幅広い視野から検討していかなければならないのではないかと考えております。どうか理の府としての良識を存分に發揮して実りある成案がなされることを期待しております。

御清聴どうもありがとうございました。(拍手)
○委員長(上野雄文君) どうもありがとうございました。

次に、浅野公述人をお願いいたします。

○公述人(浅野史郎君) 御紹介いただきました浅野でございます。おいしい米の代表でありますササニシキとひとめばれで有名な宮城県から参りました宮城県知事の浅野でございます。

おいしい米ですが、私は新米の知事でございまして、ことしの新米の炊き方にはコツがあつて、少し水分を多く炊いてほしいと皆様にもそのようにお願いをしておりますが、またよくかんで味わっていただきたい、だんだん味がわかってくるでしょうということ、新米知事一カ月半ばかりやらせていただいております。

私がこの場に呼ばれたこと、大変光栄でございますが、これは私のこの問題に関する見識というよりは、最も最新の知事選挙で選ばれた知事である、またそのほかの若干の話題性ということではないかと。したがって、私個人が申し上げられることは一般の方とほとんど変わらない感想文程度のことになろうと思っております。その中で私がここで申し上げられることと言いますと、自分の体験に基づいたやはり選挙の経験、これからくる率直な感想ということになろうと思っております。

二カ月前までは私は公務員をやっておりますが、政治というものについては全くの門外漢でございました。しかし、この私が急遽ふるさと宮城

県の知事選挙に出ることになった時点以降、選挙ということが私について回ったわけでございます。そして、ほんの一カ月前に終わった選挙は大変強烈な私にとって印象を残しました。また、まだ生々しい経験として残っております。本日は、そのことについての感想を申し上げることでいささかの参考になればということでここに参っております。

申し上げましたように、初めての経験で右も左もわからずやっております。また、私をその選挙で支えてくれた人たちも実は中心は私の高校の同級生ということで、これは私以上に素人でございます。これはたすきは選挙管理委員会からもらえると言ひ込んでおつた。そういったところにもあらわれたような素人もいいところのメンバーが私を支えてくれたわけでございます。

また、お金はかかりませんでした。これは威張つて言うところもございすけれども、かげようがなかったというのが実態でございます。選挙告示前、三日前に、それまで勤めておりました厚生省を退職して急遽出馬したわけでございまして、お金をかける時間がなかったということが一つでございます。また、お金をかけるすべも知らなかった、どこで使つていいかもわからなかったということも事実でございます。また、もちろんそういうた使えるお金が手元になかったということが大きな理由でございますけれども、使いがなかつたというのが実態でございます。

そういった選挙を終えてまいりまして感じたことと三点ばかり、本心に感想文になってしまひますけれども、申し上げたいと思ひます。

まず第一点は、十七日間の選挙でございましてたけれども、一応戦つてまいりまして私が感じたのは恩というものでした。選挙を通じてたくさんの方々には恩を受けたという感じをしております。どうしてこの私のためにこんなややつてくれるんだらうと同級生の諸君にも心の中で手を合せてまいりました。また、道端で名前も知らない

い方から千円、二千元というカンパもいただきました。また大変広く薄くのカンパもいただきました。いろいろな形で御協力をいただいた方に心の中で手を合わせながら恩を感じました。そして、その恩を感じて、もし仮に私が知事に当選することがあったときに必ずその恩には報いなければならないということも感じました。これは人間として当然のことだろうと思つております。私はその恩には必ず報いようというふうに決心をしたわけでございます。

私の恩の報いは、私のふるさと宮城県を日本一の福祉先進県にしようということで恩に報いる、その道もあらうと思つております。またお一人お一人の私にかけられた、また県政にかけられた期待というものにこたえていこう、そのことが恩に報いる道というふうに考えております。ただ、これがある個人ないしある企業、団体から多額の献金といひますかをもらった場合、これも私はその恩に報いようと、この気持ちには隠すことができません。したがって、そのとき感じましたのは、そこでもらつてはならないということでございます。そういった恩を受ければ必ず返す、これが人の道と。人の道からは外れたくない、であるとすれば、それはもらつてはならないというふうに感じた次第でございます。

二番目に感じたことは、先ほど申し上げましたように、私の選挙を支えてくれたのは素人集団でございました。候補者ももちろん初めての選挙でございましたし、またそれを支えた集団もそれ以上の素人、先ほど申し上げたとおりでございます。ノウハウを知らない。先ほどのように、たすきが出陣式に間に合わなかつたというのはまだ笑い話程度でございすけれども、いろいろプロの方の話をまた素人集団は聞いてまいります。選挙というのはこうやってやるものだ、プラクティカルな部分でのノウハウもございすけれども、お金の使い方とか集め方とか、いろいろなことについての示唆がございす。そのときにいろいろな感じましたけれども、やはりこれは知らないよりは知つ

ていた方がいい。ただ、それはひょっとすると法の抜け穴であつたりいろいろな意味での裏であつたりということもあるのではないかといいことではないです。

そこで、私も素人集団の選挙から申し上げますと、選挙を公平にやってもらうためにはルールがなければならぬ。これが今回の法律の改正によってそのルールがまた新たに確定されるわけでごさいますけれども、ルールがなければならぬ、これがまず第一点でございす。実際に選挙をやつて感じましたことは、そのルールをだれもが守れるものでなければこれは勝負にならない、公平な勝負にならないといふことではございす。選挙を何回も何十回も経験してきた方は、いろんな意味でのまともな部分と申し上げましょうか、選挙の戦い方といふことを知っていることは当たり前でございす。それ以外の、どうも我々のひが目かもしませんが、いろいろ裏にも通じているとか抜け穴を知っている。そうすると、知っていない側はそれだけいわば不公平な立場に立たされるといふことがあるのではないかといいことも感じた次第でございす。

この法案は必ず通過成立させていたきたいと思ひますが、もう一つこの段階でお願いしたいことは、つくつたルールは絶対に守つていただきたい。その法の執行においても、百戦錬磨の選挙のプロが大変に得をするといつたような執行の仕方は厳にできないといふようなところにもぜひお心配りをいただきたいといふうに感じた次第でございす。

三番目の感想でございす。やはり選挙は素人にはわからないといふこと、これが実は選挙民の間にも浸透しているのではないかといいことではございす。今回の宮城県知事選挙、有権者数はざつと百七十七万人でございす。投票率が三九・二%でございす。ざつと百七十七万人以上の方が選挙に行かなかつたといふことではございす。私は二十九万余票の票を獲得したわけでございすけれども、百七十七万マイナスイチ十九万人の

方は、実は選挙に行かなかつたか私を支持しなかつたかといふわけでございす。大変その意味ではその事実の重さを今もかみしめていられるところではございす。これは推測するに、選挙といふものに對する県民の期待といつたものがやはり大きくはなかつたといふことを示しているのではないかといいうに感じてございす。やはり、素人には選挙といふものはわかりにくいし、また何かうさん臭いものといふうにとらえられていす。これをぜひ解消しなければ、本当の意味での民主主義といふことにはならないのではないかといいうに感じた次第でございす。

選挙を実際やつてみて、庶民の感覚から見ていかがかといふうに思ふこともございす。例えば、戸別訪問が禁止といふことでございす。候補者としてやつておられます、ぜひ親しくお話をしたい、これは素直なところでございす。それがだめだといふこと。それから、立会演説会といふのがなくなつたといふのも実は今回初めて知りました。私、候補者としては相手方の候補者がどんなことをお考えになつていられるのかといふことを対面しながら知りたいといふことも感じてました。また県民の方はなおさらそうだと思つておられます。どちらの考えがまともなのかといふことを候補者を並べて見ていふのは率直なところではないかと思つておられます。いろいろな観点からそれが今実現されていふといふのは、選挙を庶民、県民の方に広くわかつていただくといふ意味では大変抜けている部分ではないかといふうにも思つておられます。

素人と選挙のプロとの違いといふことで、一つ私がショックを受けた発言を紹介したいと思ひますけれども、残念ながら我が宮城県で知事にまつわる不祥事が生じました。その結果として今回の知事選挙があつたわけでございす。それをめぐつて、前知事がお金をもらひ、それを選挙に使つたのなるともかく私腹を肥やしたのは許せない、そういう発言が実はございす。それは何か当然のようによつていたと私は聞いたんで

すが、選挙に使うならともかくといふのを公然とおつしやる感覚がやはり庶民からは遠いのではないかといいうに感じた次第でございす。選挙に關しての感想といふことになつてしまひましたが、三点でございす。残された時間、あと二点について申し上げたいと思つておられます。二番目は政治活動といふことでございす。

今回の政治資金規正法、政治活動に使われるお金をどうしようかといふことでございす。その政治活動といふものには、私のようないわゆる首長と議員さん方と違ふのではないかといいうに感じておられます。

私の場合は、一カ月半の経験でございすけれども、いわば毎日毎日の仕事がいふ意味での政治活動である。行政の中で仕事をしておられますけれども、これを全うしていくことが政治活動そのものであるといふうに感じて、その意味では大変楽だといふうか、仕事即政治活動といふのは楽だといふ面がございす。

一方、県会議員といふ方々を見ておられます、なかなか自分の政治活動といふのはどういふものかといふのがわからない、したがつて勢いよくわゆるサービス競争といつたものになりがちで、それ即政治活動といふうになつてしまふ。何とか政策本位の政治活動といふのができないものかといふことは考えておられますが、まだ私としてはどうしていいかはわかりません。

次に、政党助成の問題でございす。これはさまざまの場で、国のレベルとそして私ども地方のレベルとは違ふといふ御議論がございす。同じ政党の系列化を地方政治に持ち込むことはできないのではないかと、私も含め首長の面からも政党の系列化といふのはやややそぐわなといふ感じはしておられます。そこについての論点はかなり尽くされておるようではございすので、私は別な観点から申し上げたいと思ひます。政党といふことで考えた場合、これはもちろん

政策を同じにする人たちがグループとして活動をする、これが政党でございす。国のレベルでございす。防衛問題、外交問題、税制問題、そういったことが論点となり、そしてそれが一つの政策となり政党を形づくつていくと思つておられますが、地方の場合、県の場合はいささか違ふのではないかといいうに思つておられます。

私は、先ほど申し上げましたように、宮城県を日本一の福祉先進県にしたいといふうに、これを公約として知事選挙も出たわけでございす。が、例えばこの福祉の問題について、できる限りやるといふのと、まあそれはそこそこにしておいてもうちよつと開発とかそちらの方に力を入れるべきだ、それはいろいろ意見があつていいと思ひます。地方の場合には、そういうた考え方、ニュアンスの違いで一つの政策グループといふのができていく、これは国の場合といささか違ふのではないかといいうに思つておられます。政党といふものを一つの受け皿として政治資金の流れを考えていく、これは方向としては正しいと思つておられますけれども、その系列といふか、それが国のレベルと地方のレベルとは争点の違いから違つてくるのが十分あるのではないかといふことを今感じていふ次第でございす。

最後になりましたが、政治改革四法案の行方についての期待を申し上げて、私の陳述を終わらせていたきたいと思ひます。確かに選挙制度につきましても、さまざま政治改革の方向につきましても百点満点のものはないかと思つておられます。しかし、現状よりも一歩でも二歩でもより理想に近い形であれば、私はぜひ今国会で成立をさせていたきたいといふうに思つておられます。それは、実は政治改革の問題もございすけれども、今、宮城県を含めた地方の持つていける懸案が山積をしておられます。冷害の問題、そして農業問題、深刻な景気の問題、これについて早く全力を挙げてやつていきたい。そしてその際には、国のレベルでの御支援、御指導もともにやつていかなければならないといふ時期

でございます。政治改革法案が今国会で成立を見ずに、さらにこれが次の国会以降へも引き継がれるということになりますと、今言ったような懸案がどうなるのかということは大変心配しているところでございます。百点満点はないということ、ぜひあるところで妥協もしていただき、今国会での成立を図っていただく、これが地方の立場といまして、心から念ずるところでございます。きょうは、このような場を設けていただきました。大変ありがとうございます。（拍手）

○委員長（上野雄文君） どうもありがとうございます。

次に、矢嶋公述人をお願いいたします。

○公述人（矢嶋三義君） 矢嶋三義でございます。昭和二十五年から三十七年まで十二年間、参議院にお世話になりました。この部屋に参りまして非常に懐かしさを感じているところでございす。皆様大変御苦労さまでございます。

私は、瀬戸山元文部大臣が会長をして衆参OB有志で結成している政治浄化連盟の役員として、毎月同志の方々と集まって、そして政治改革の意見交換、情報交換、さらに論究、研修を続けているものでございます。皆さんかつての党籍は異なりますが、活発に議論するわけでございます。参議院改革に重大なる関心を払って院の状態を凝視いたしております。かつての政友会系は皆違いますが、皆さん大変御熱心で、政治改革の一日も早く成立することを願望いたしております。本日は、私個人といたしまして、意見をお聞きいただくことはまことに光栄であり、感謝を申し上げます。何分にもこの案件は、私の記憶では約二十年前から政治改革、国会改革というものが論じられてまいったわけでございまして、内容は非常に豊かであり長い経過がございますので、わずか十五分間で私見を尽くすというとは非常に不可能でございます。しかし、一を聞いて十を悟る先生方ばかりでございますので、私は本日、総括的に概括的に結論を申し上げます。そして、後刻質疑がございましたら私なりにお答えを

いたしたい、かように思っております。でございます。

参議院は水久でございます。衆議院は二十分間でやっておったようでございますが、後に続く人のために、ぜひとも次回からは二十分でやっていただくように御検討をお願いしたいと思います。

私が一番懸念いたしておりますことは、ここにいらっしゃる皆様方が考えておられることと一般国民のそれとの間の乖離が余りにも大きいということでございます。本日、この御縁で幾らかでもその乖離を埋めていただくなれば幸いだと思っております。

この案件が始まったのは約二十年前であります。最近五年間特に熱心に論じられ、御承知のとく二つの内閣がつぶれました。そして、現在政治改革を標榜する細川内閣が発足いたしました。新に法案を提案されたわけでありましたが、昨年十一月十八日、衆議院が正常の形で議決して当院に送付されてまいりました。既に六十日を経過いたしております。現在なお当院が結論を出し得ない、出さない、この実態がございす。

今、深刻な不況下で大変苦しんでいる国民は、何とまあ国会はのんびりしていることだろうか、何をなさっているんだらうかと政治不信を増幅いたしつつございす。多くの国民は、一日も早くこの問題を解決して、たくましい不況対策並びに当面の緊急政策課題に本格的に取り組んでいただきたいと血を吐く思いで国会を眺めている、この実態を皆さんぜひとも御理解いただきたいと思っております。政治プロ以外の多くの国民は、この不況下で不安、焦燥のもとに生活を続けているというのが実態でございます。私にもたくさん書面が参っておりますが、時間がありませんけれども、もし御質問があるならば後刻紹介させていただきます。本論に入ります。

私は、この衆議院送付案を一日も早く一括して成立させることをお願いいたします。もう少し申

し上げます。過去の経過からしてこの法案をともかく成立させるということが大前提でございます。こういう問題につきましてはなかなか一挙に完璧を期することはできない問題でございます。の、ともかくこの国会で結論を出す、それで足らざる点については長く論究、試行を重ねて完全なものを追求していくという姿勢をとっていただきたいと思ひます。

若干所見を申し上げますが、箇条書きになることをお許し願ひます。まず、いわゆる三％条項は参議院に不当。補完の使命を全うするために二％または一％に修正してしかるべき。

次、戸別訪問の自由化は抑制の使命に基づいて再検討。メディアの活用等の研究。

次、均衡、補完の使命を全うするために、国会議員中心の内容を、地方議員への準用策を考慮してしかるべき。

次、小選挙区・比例部分をそれぞれ二百七十四、二百二十六として、この数字と二票制は民意の集約、反映等からしてまず妥当、賛成。

次、比例部分名簿の作成、運用に際しては、女性に格段の配慮と惜敗率の活用が望ましい。

次、比例選挙区域は全国単位が適切。

次、重要であります。現行参議院選挙法と類似していると批判し反対理由としている向きがあるが、この所論は不適切で賛同することができない。質問があれば詳細に説明をします。

次、政治資金の透明度向上に一段の努力を要望する。抜け穴の防止策検討。

次、企業・団体献金の個人への禁止は絶対に堅持。政治資金団体、政党への五年後の見直しは、廃止できるように政党は党財政の充実、再建に努力すべきである。

次に、公的助成は賛成であるが、国民の血税であるからその用途には格段の留意を要す。例えば飲食代等に使用せず、人件費、通信費、広報宣伝費等に使用することは望ましい。次、三百九の数字は数学でいう有効数字ではない

いから減額してはいかがか。足らなければ増額し、余ったならば返金するくらいの感覚で対処してしかるべき。

次、これまた大事なんです。政治資金と腐敗防止の問題とを分離、先行処理すべきとの意見があるが、政治改革をもちたす確率は極めて低い。戦略として改革つづし、そのための戦術の感あり、絶対反対。あくまで一括処理、成立を期すべきものであります。

私は数学を勉強したものであります。この三百九とか二百七十四とか二百二十六という数字は数学では有効数字ではないわけです。これをとやかく論ずることはちよつと数学的教養から問題があると思ひます。質問があつたなら後でまたお答えいたします。

次、昭和二十一年十二月の参議院創設国会である貴族院議事録には、参議院の使命として衆議院に対する抑制、均衡、補完を繰り返して強調し、議事録に明記されております。政党に拘束されてはならない、自主性、独立性を堅持すべきと主張されております。この点を十分心していただきたいと思ひます。

また、審議に当たりましては、もう二十年前に参議院改革協議会ができたときから、法案が提出されたならば直ちに付託して審議をすることが望ましいということがずっと論じられてまいりました。それから、ここに持つておりますが、この自民党の五年前に出しました立派な政治改革大綱にも、直ちに委員会に付託して審議するということが書かれているわけであります。外から眺めてみますと、審議の高度化どころか、これほど国民の関心が高くて重要な法案に審議日程さえ十分に組めずに、駆け引き、手続の抗争に明け暮れている姿はまことに遺憾であります。どうか皆様、参議院の良識を発揚してうまく解決をしていただきたい、かようにお願いするものでございす。

さらに重大なことがあります。それは、本法案の成立阻止に動いたりあるいはその運動を教唆扇動している向きの議員が散見されます。このこと

良識の府として、この良識の發揮ということは参議院に望まれるわけですが、これはおしかりをいただいておりますが、これはおしかりになりまして参議院が政院化しておりますね。政院化しておりますの現実のもとで参議院というものがどうあるべきか、この点につきまして先生の、衆議院がいゆる数の府であれば参議院は理の府であるべきである、それはまことにそのとおりだと思ふんですが、それを現実にくつつけるためには、これはなかなか難しいと。私は、そういう意味では先生は一院制の方に傾いておられるのじゃないかなという気持ちもいたしますので、その点も含めまして御意見を伺いたい。

それから、一括して申し上げます。

第二の浅野参事人、本当におめでとうございまして。御苦勞さまでございます。私も地方の知事として苦勞いたしましたので、あなたの御苦勞は本当に身にしてみてもわかります。

そこで、あなたには一問お伺いたしたいんですが、例の政院化法の関係、これは地方には適用がありませんね。国政の国会議員だけがこの政院化法でうまい汁を吸おうとしておる、こういうことも言われておるわけです。

私は政院化法は個人的には反対であります。反対であります、これが体制としてしかれる場合に、これは地方の場合は、あなたもそうでありました。またあなたの県の議員さん方も無所属の方が多く、でありますから政院化をそのまま地方に適用を及ぼしても適用になる人は限られておる、そういうことで、どういふふうにしたらいのか。これは国政、地方政治といひしても同じ政治でありますから、余り懸隔の扱いはいかぬと思ひますね。

そういう意味で、地方の首長、議員、これに対する政治資金をどういふふうにして国政の場で補助すべきか、あるいは補助はなしにして、国政の場合とは違ひますけれども、一定の民間の資金の供与を認めるか、こういうことが大きな問題になつてくるわけですね。その点についてのあなた

のフレッシュな感覚をお聞かせ願ひたい。

それから、矢嶋先生には、今の比例代表選挙の問題につきまして、衆議院も参議院ともに全国区でいいというお考えのように拝聴したのでありますが、衆議院も参議院も同じような選挙制度であなたのおっしゃる参議院に抑制とか均衡とか補完とかそういう機能が果たせるとお考えなのか、そこを中心にして比例代表制についての考え方を伺ひたいと思ひます。

以上であります。

○委員長(上野雄文君) それでは、御質問の順でお答えをいただければ大変ありがたいです。

○公述人(西修君) お答え申し上げます。

私に対する御質問は四つだったと思ひます。一つはブロック制の問題、もう一つは比例代表と小選挙区の割合の問題、それから第三には戸別訪問の、私は制限的な禁止ということですが、これもそれについての御質問、そして最後に、これは非常に大きな問題ですけれども、政院化している中で参議院のあり方をどう考えるか、この四つというふうな理解をいたしました。

そこで、ブロック制でございますけれども、先ほど一番最初に申し上げましたように、制度というものにベストというものは絶対ないわけでありまして。そこで、消去法的に一体何がいいだろうかというところでこのブロック制を考えたいわけで、ブロック制がほかよりも絶対がいいというふうには考えておりません。

先ほど申し上げましたように、自民党の都道府県単位ということになりますと数名ぐらいになつてしまふ可能性があるわけですね。そうしますと、そこから出てくる剰余といひますか、割つた余りが非常に多くなつてくる。それをやつていきますと、全国レベルで考えてみると、例えば自民党何%とつた、社会党何%とつた、比例のそのパーセントがこの四十七に分けてしまひますと必ずしも全国のものとして合つてこない、そういう可能性があるんじゃないかということですが、ですから、やっぱり比例代表制度で一番いいのは、全国にあ

ればいいんですけれども、しかしながら、先ほど言つたようにそれについてはやつぱり参議院との関係で問題があるんじゃないかというふうなことで、それではどうすればいいだろうかということ、で第八次選挙制度審議会が鋭意審議されて、そして十一のブロックに分けた。

ただ、この十一のブロックに分けておられるこれ自身が私は絶対に正しいと思つておりません。これは一つのサンプルとして例えば第八次選挙制度審議会が十一に分けた。このブロック制もいろいろな分け方があると思ふんですが、いろいろ調べてみたら、八つとか十とかいろいろあります。ですから、この十一というブロックにこだわつていくわけではありせんけれども、要するに、比較考量してよりどちらがベターであろうかということ、第三の方法としてこのブロック制というものに行き着いたというのが私の考え方でございます。

なお、ちなみに申し上げますと、これもちよつと今となれば少し古くなつておるんですが、これども、かつて八、九年前に各国の比例代表の区割り調べたことがございます。それによりますと、例えばオーストリアは九、ベルギーが三十、デンマークが十七、フィンランドが十五、イタリアが三十二、ノルウェーが二十、スウェーデンが二十八、スイスが二十五ぐらいで、まあ二十から三十ぐらい。もつとも、このとき調べたのは五十以上

も、例えばスペインとかギリシャもありましたけれども、やはり余り大きくなりましてかえつて比例代表の妙味が出てこない、ゆがみが出てくるんじゃないかということ、でブロック制といふものを提案させていただいたという次第でございます。

それから第二の、自民党案の三百と百七十一、それから政府案の二百五十と二百五十、それじゃ二百七十四と二百二十六、どういふふうになつたのか、先ほど数学の先生が数的な根拠がないとおっしゃいましたけれども、どうして二百七十四になつたのか、これも何か妥協の産物のように思ひますけれども、かといつて六対四が絶対的な数

的根拠があるかといふと、必ずしもこれも数的根拠があるわけではありせん。ただ、やつぱり六対四ぐらいが一応妥当性があるんじゃないかというところで申し上げておるわけで、これも絶対的な数的な根拠があるというわけではございません。

〔委員長退席、理事一井淳治君着席〕

第三に、戸別訪問の禁止の問題でございますけれども、先ほど浅野公述人もおっしゃいましたけれども、我々有権者として、この候補者が何を考へてゐるのかあるいは政党自体として何を考へてゐるのか、そういうことを発言したいこともあるわけですし、それから聞きたいこともあるわけですね。ですから、イギリスなどでは五分間に限つて戸別訪問を認める、しかもそれはドアを開けてやるんだというふうなことが何カルールとしてあるみたいですが、けれども、やはり有権者に候補者及び政党といふものを、そしてそれはただ頼むだけじゃなくて、一体我々の政党のどこが問題なのかということ、で国民の声を聞いて、それを政党の中でフィードバックして、アウトプットして政策をなしていく、そういう意味において、私は戸別訪問といふのはそれなりに評価していい制度ではないかと思ふんです。

ただ、現状においてやりますと、例えば何回も波状的に來られる。電話だけでもかなり迷惑な人もいますけれども、無条件にやりますと、やはり国民の側からすると来てもらいたくないという人もいますし、私なんかはやつぱり聞きたいということ、でそういうのはいいと思ひますけれども。

そういういろいろなことを考えても、あるいはまだ金品の問題とかいろいろあると思ふんですが、ですからやつぱり完全自由化では問題ではないか。しかし、戸別訪問といふものの意味といふものはあるんじゃないか。じゃ一体どうすればいいんだらうか。そこで、私なりに制限的な形でとりあえず一歩進めてみるということで提案させていただきます。たような次第でございます。

それから第四に、政党化している中で参議院のあり方をどう考えるか。これは本当に非常に難しい問題でございます。私は、先ほど憲法にまで踏み込んで申しましたけれども、これは憲法では両院とも選挙制、要するに全国民を代表する選挙された議員ということであります。ですから、これは直接選挙だけなのか、間接選挙は可能なのか、そういう議論がありますけれども、しかしながら、直接選挙制にしていたのを現段階で間接選挙制にするのはなかなかこれは難しいと思うんですね。ですから、私は選挙をしている限りにおいて政党化していくことはやむを得ないだろうと思うんです。選挙しているにもかかわらず政党化するというのは、これはちょっと無理だと思っただけです。また、政党化された中で党議拘束を外せといつても、やはり次の選挙を戦っていかなくちゃいけない。そうすると、政党の方針にそれなりに忠実であった人と全然別のことをやった人で必ずしもしっくりいかないではないか。ですから、選挙をやっている限りにおいて、政党化することはこれはやむを得ない、不可避の問題だと思っただけです。そうしなければ、政党化というものを前提にして参議院のあり方を考えていかなければいけない。そういう中で、私は、はつきり申し上げまして、今の憲法に非常に大きな問題があるのではないかなと思うんです。と申しますのは、同じ国民に選ばれているわけですが、御存じのように今五十九条が問題になっておりますけれども、六十条予算、それから六十一一条条約、そして六十七条に内閣総理大臣の指名の議決、これはもう完全に衆議院が圧倒的に優越を占めております。なぜそういう優越なのか。同じ国民から代表されているわけですが、しかも、今度比例代表になって同じ選挙になった。なぜそんなに大きな違いがあるのか。憲法で今の直接選挙制をやっている限りにおいて、憲法の趣旨がちょっとおかしいんじゃないか。まして五十九条。例えば六十条、六十一一条、六十七条での衆議院の優越とこの五十九条の法律案とは非常に違うわけですね。なぜ三分の二なのか。

これは私なりに調べてみたんですけども、当初、御存じのようにGHQは一院制でした。一院制ですけれども、これを松本さんが二院制に変えたわけですね。二院制に変えた最初はイギリス型を考えたんです。イギリスの場合、一九一一年の国会法で、庶民院が三回通せば貴族院が反対しても二年の中で通過したんですけれども、これは四九年に改正されて二回になりました。松本さんのそのときの案では、衆議院二回通過すれば参議院が反対でもそれは通るんだということになった。けれども、GHQとか、それからそのときの日本自由党案は、これはアメリカの法案拒否権、アメリカの法案拒否権は両院通過したら大統領が法案拒否できますね、法案拒否できたなら両院で三分の二で再可決すれば大統領の反対を覆すと、これを持ってきたわけなんです。ですから、我が国の今のこの五十九条の根源をさかのぼりますとアメリカの大統領の法案拒否権、これがなんかおぼつかないわけなんです。ですから、私は論理的にも非常に矛盾になっていると思うんです。

それから、参議院には不信任がないわけですね。そういうことからしても今の憲法、それもちょっとおかしいように感じますけれどもそれはおきまして、私は、政党化されていることになれば、やはり同じ国民の代表ですから、役割分担、こういうことを考えるべきではないかというように考えております。例えば、やっぱり六年と四年は違うわけですね。それから解散がないわけですね。となれば、参議院は参議院なりの役割というのがあるんじゃないか。長期的な問題、そういういろんな点で役割分担というものを考えていかなければならぬであらう。

けれども、現在のようないくつかの政党政治が完全になっていきますと、また参議院の意味がなくなる。だからこそ、先ほど申し上げましたように、スウェーデンとかデンマークとかニュージーランドを見ますと、なぜ二院制から一院制になったかというところ、全く政党化しちゃったわけですね。政党化すると二院制の意味がなくなるんじゃないか。そこで、それ

じゃもう一院制にしてしまおうじゃないか。

〔理事 井淳治君退席、委員長着席〕

私はそういう危険性があるんじゃないか。参議院そのものの、いろいろ理の府といいますが、そういう存在意義、存在理由というものをぜひお考えになられて参議院のあり方というものを考えていっていただきたいというのが私の意見であります。

ちょっと長くなったかもしれませんが、失礼いたしました。

○公述人(浅野史郎君) 録田委員の御質問にお答えしたいと思っております。

政党助成の問題でございますけれども、今回のこの関連法案全体がそうでございますけれども、国政レベルの問題について、これが中心課題でありまして、地方政治、また地方議員、また地方首長のこの制度のあるべき姿ということは若干付随的なものというように感じをいたしております。したがって、基本的に申し上げまして、この政党助成のあり方につきましては、別途、別な機会にぜひ今度は正面からお考えいただきたいということをごます感じておるわけでございます。

また内容につきましては、基本的には、私は特に各議員の方々、この方々のありようというのか、そういう観点から考えております。

先ほど申し上げましたように、私のような知事とか首長はある意味では恵まれているという部分があると思っております。ただ、議員の方につきましては、日常の政治活動について別途何か自分なりの形をとらなければなりません。そのためにはある程度のお金もかかります。どこから調達をしていくかということに必ずなるわけでございます。

現状であります、私が心配しておりますのは、どうも本場に普通の方が議員に立候補すらできないという状況があるのではないかと。よほど信念のかたい方、よほどの変わり者、よほどの目立ちたがり屋、よほどのお金持ちとか、よほどというものがつかないともそもそも立候補すらしない、できないという状況にあるのではないかと思っております。この状況は、知事なりのチェック機能としての議会のありようとしても私は大変大きな問題だと思っております。やはり普通の方が主流を占めるような議会、そういう場でなければ本場に民意を反映した県政なり市政というものはできないのではないかと今ふうに思っております。

であるとすれば、普通の方も議員になり得るということ担保しなければなりません。その大きなところがやはり政治活動に伴う資金をどう手当てするかということではないかと思っております。選挙活動期間に限りましては、なるべく公営の部分、公から出る部分、これを多くしていただきたい、これは議員、首長共通でございます。また日常の政治活動につきましても、サービス合戦の部分ではなくて、最低限の政治活動、自分はそのような考えを持ち、どのような活動をしているのかということを知ってもらうような、そういう最低限の政治活動について何らかの方法でやはり資金の調達がされる、自分以外のところからされるということですね。そういう方法がぜひとられるべきではないかと思っております。

今回は、そういう意味では政党ということを通じてではあります、先ほど申し上げましたように地方の場合にはやはり国の政党の系列とは違った形でのグループ化というのがあり得るのではないかと問題意識を持っておりますので、政党助成とはまた別な形での日常の政治活動を支えるための何らかの方法というものが別途考えられてしかるべきだろうと思っております。できるだけ早い時期に、この問題につきましてもぜひ国会レベルでまた御審議いただくことを強く期待したいと思っております。

○公述人(矢嶋三義君) ここは討論の場ではないです、先生から質問された点に限ってお答えいたしたいと思います。

これ、随分と国会で質疑応答があっているんですが、私は外から見ていると、まことに失礼だけれども、不十分、浅薄だと、こう思っているんで

すよ。それで、私、今から言うことに皆さん方からおしかりをいただくかもしれないけれども、しからないでください。私の考えていることを申し上げます。

数学の問題を解くときに仮説、仮定条件というものがある。十分整備していなければ幾ら推理、演繹を加えても結論というものは出てこないんです。それによく似ているんですよ。私は、山花大臣、あの人の発言を聞くときにあるオクターブですぐわかるんですよ。「私たちは」と、こればかりくりすようなのでやる。「私たちは」というか、オクターブが高いときはあの人は自信があるんです。この問題を聞かれたときはそのオクターブが落ちて、若干自信がないわけですよ。しかし、それなりに答弁しております。

それで、衆議院だけをやって何で参議院の選挙制度を出さぬのかというようにことを質問されているんですが、政治改革というのは衆参の選挙制度改革と国会改革と、それから政治資金の問題と地方議会の改革、これらが政治改革なんですね。そのうちの二つを五年間やって二つの内閣がつぶれても解決しないから、僕はさっきのことを申し上げたわけなんです。

ちよつと時間がかかりますけれども、しからなくてください。

参議院の全国制度ができたこの生まれ方を考えなければならぬですよ。私は全国区から出ておったんですよ。ところが、あの案が出るときに社会党の責任者は宮之原さんでした。それで聞いたんですよ。あれは自社の合作なんですよ。もう社会党も単独労働では戦えない。金が少なかった。もう戦えない。自民党も大變骨が折れるし、金が要るし、やり切れぬ。だから、あのようにならざるを得ない。それができたわけですよ。まあ子供で言えば異常出産なんですよ。だから、あの国会のときに随分議論されて、自民党の鯉木さんなんかは参議院の自殺行為だと言ったんです。私と全く意見が合っていました。

したがって、あの法案が通るときに当時の徳永議長は、この運用をして欠点があれば改めると、こう記録に残っております。ところが随分出てきました。それはもう今どんな問題があるかは申し上げませんが、たくさんあるでしょう。例えば一つ挙げますと、参議院は政党化してはいかぬというけれども、経世会が分裂したら参議院の中の自民党の皆さん方まで分裂したじやないですか。それ以外にたくさんありますよ。

だから、おたくのこの政治改革大綱、この中に、五年前、これは後藤田先生が主になってつくられたわけですが、立派なことを書いてあります。そして、やっぱり参議院の比例制というものは検討しなけりやなぬということを書いてあります。そして、欠点をたくさん書いてある。それで、比例区から出ている方におしかりを受けるかも知れませんが、成立とその後の運用からいって、参議院の比例制というのは全国単位のはやめなぐちやいけませんよ、失礼だけれども。そういうものを前提に考えて、参議院と同じだからだめだ、だめだというのは、これは私は間違っていると思うんですよ。私は原則的には、政党が整備され国民の政治意識が向上すれば簡明で責任がはっきりする小選挙区単独がいいと思っています。これは現代の日本ではそれはだめですよ。

おたくでも比例制を出したり、それから宮澤内閣のときは単純を出して、単純小選挙区でなくちゃいかぬといつて内閣をつぶして下野するまでミステークをやっちゃったですね。本当の信念はないわけですよ。二百七十四、二百二十六なんといつても、これはさっき言ったように有効数字ではないんですよ。よく衆議院で哲学哲学と言っているんですが、私は哲学は専門でないが、何の哲学かというんです。強いて言えば欲望の哲学ですよ。二百七十四にしても二百二十六にしても、皆さんがまとまれば動かして差し支えないんですよ、これは。しかし、日本の現実から考えて、私も主権者からいって、政党が張り合つてそして一生懸命やつてもらった方が一番よろしいわけ

すよ。そういうのをねらつて、総合的に考えてやっぱり集約と反映という点から小選挙区と比例部分がよろしい。

その内容は、私は併用制の方がよいと思つたんですが、併用制を考えてみますと、会館の部屋をつくる場所がない、それから本会議場の席をつくる場所がない。だから併用制を並立制に変えていたわけでございます。それが現実なんです。だから、この小選挙区並立制で集約と反映としたのは結構だ。だから、まとまりさえすれば、二百七十四とか二百二十六にしたって日本の議会政治がどうなるというものはじやないんですよ。

私が言いたいことは、前提を間違えて、参議院のこれはよろしい、これはするんだ、だからこれと同じだから云々といつて反対をしている、それで盛んに衆参の委員会をやつていますが、衆参違ふところを言え言えといふものだから、山花さんは何とかこういうふうに通うと言つていますが、「私たちは」というところは「オクターブ落ちていますわ。それはやっぱり無理があるわけですね。これは私の主張なんです。どうか先生、十分御理解、御検討いただきたいと思う。」

参議院の選挙はいかにあるべきかというのは私なりに意見を持っています。質問されぬから申しませんが、持っています。ともかく政党化はやむを得ないといつても、これをできるだけ抑制する方法を考えていかなければ意味がないでしょう。皆さん方一人について国民の税金が大体平均して一億五千万かかっているんですよ。そのコストを国民は出しているわけですよ。そうすると、二院制度が若干機能するようにならなければね。

ちよつと申し上げますが、私のところは参議院は相当なものだったんですよ。私は当時社会党におつて、今私は党籍を外れておりますが、社会党の議員総会でじゃんじゃんと、衆議院の社会党の皆さんが、あなたたちは解散がないんだからちよつと控えてくれぬかなと言つておつたんです。当時の議長は松野鶴平さんでしたが、あの人がでんと座られておつて、参議院は衆議院に対しア

ヘッドだったんですよ。それは支配されていませんでした。欠点もありましたよ、当時の参議院は。いろいろ経験を積み重ねて、本日どうしても政治改革をやらねばならぬというこの時期に来ていたわけですよ。ところが、最近見えますと、参議院の各党会派も衆議院に少し姿勢がどうかなと、私は寂しい気持ちを持っています。

憲法を改正しなければ二院制度は改められせんね。確かに世界的に見れば一院制が多いけれども、私はやっぱり二院制で、国民の選良で構成される二院制にしてうまく機能していくことが好ましい、日本の政治風土にも合う、こう思つておるわけでありまして。

繰り返して申し上げますが、この法案が参議院と同じようだから云々、参議院べつ視であるというようにすることはひとつおやめいただきたい、かように思つておるわけです。

以上です。

○鎌田要人君 ただいまの矢嶋先生の御意見、先輩の御意見として謹んで拝聴いたします。

そこで、私も、参議院が今の選挙区と比例代表でこの両院制になってきておることについて、それを前提としてこの議論をしておることについて、これを忘れなかつた方がいい。衆議院の方はこれからこの小選挙区制と比例代表制を入れようとするわけですね。こつちの方は既に現実の制度としてその選挙に基づいてここにおいでる先生方初め皆さん出てきておられるわけですから、その差というものは現実の問題としてお考えいただくべきやいかな。それを私は申し上げておるわけです。

それを後から来た者が比例代表を、しかも全国区でということはおかしいんじゃないかと、それを申し上げておるわけで、そこところは先生と私はその意見の違ひはないんじゃないかと思つて期待をしておつたんですが、何かございましたら。

○公述人(矢嶋三義君) 第八次選挙制度審議会に、私は会長、副会長に、参議院軽視じやないか、

衆議院ばかり論じているが参議院も一緒に論じて答申してくださいということを言いましたよ。ところが、会長、副会長さんは、とりあえず大変なことだから衆議院と共通の政治資金だけに絞って、それから参議院にいくとしてゐるんだと、こういうふうに申されました。それを時の内閣も

採択されまして、海部さんも宮澤さんも法案を出されてこうきているわけですが、一刻も早く参議院の選挙制度改革というものをやらねばならぬです。さらに国会改革でやらねばならぬのはいっぱいあるでしょう。それは間髪を入れずにやらねばならぬわけです。しかし、前からの選挙制度改革議会やら内閣の方針等からしてとりあえずこれでいこうというわけですから、だから私は、論ずる場合にそういうことを心していただきたいと。

それで、私は総理の答弁を聞いておったが、彼はここまで出ているんだと思うんだけど、そ

れで皆さん方が、何だ、衆議院の法案を出して参議院の方はどうすればよいかということをも案を持たぬで君はやつておるのか、けしからぬ、こういうふううに盛んに責め立てて、表面から見ればそれだけですけれども、それをうつかり言うともた終まれて大変だから総理大臣はここまで出ているが言わないわけです。私は野にある者だから率直に皆さんのおしかりを受けるかわからぬが申し上げたわけで、そういうことを御考慮の上、審議をしていただきたい。

のが求められているわけで、それを堅持して実践なさっていただきたいわけですが、冒頭に申し上げましたようにその乖離は大きいですよ。大きいですよ。それで申し上げているわけでございまして、よろしく御理解いただきたいと存じます。

以上です。

○鎌田要人君 矢嶋先生の毒舌にあおられた感にありますが、あえて毒舌と申し上げますが、私は先生に役人時代にお仕えしたこともありますがお伺いしたこともあります。私は先生の氣持ちはわかるんです。それはまず永田町の問題ですが、永田町の常識は国民の常識なんです。そうなんです。私はそう思います。国民だけが非常に高くて政治が非常に低いということはないです。政治と国民の常識は同じ、雁行しています。よ。それを私は矢嶋先生にあえて申し上げまして、あと一分ほど残しましたが、一応終わります。

(拍手)
○峰崎直樹君 私は社会党、北海道の選挙区選出
でございまして、特に浅野公述人はかつて北海道
庁の民生部の方にお勤めだということで、大変今
回の当選おめでとうございますということをお聞き
場をかりて申し上げます。

さて、最初に矢嶋公述人の方から、昭和二十五年からということで大変長いキャリアを誇つておられまして、私どもの大先輩で、私のように一昨年の七月に当選してきた者からすると、昭和二十五年というのはまだ私が小学校に入っておりませんでしたので本当に随分昔の気がするんですが、ひとつ過去の歴史ということで聞いてみたいわけでございます。

かつて、参議院になって常任委員会や特別委員会
で委員長というものが不信任をされたことはな
いんだ、こういうような新聞記事を見ておりま
す、本当かどうか私も確かめたわけではござい
ませんが、長いキャリアを誇っておられる矢嶋公
人はこのことについてどのように評価をされてい
るか、考えをお持ちであるか、ちよつとお聞かせ
願えばと思います。

○公述人(矢輪三義君) 随分荒っぽいことが行われたと私もびつくりしました。それで、不信任の理由はどうかと思つて、まだ速記録ができていないからわからないんですけれども、二、三の人に聞くと、総理に会つたとか、あるいは本当か知らぬけれども、どうも牛歩戦術云々があるんじゃないかなというように、はつきりした根拠がわからぬからそれだけで申し上げられませんが、この委員長の不信任というのは、私は結論的には、残念ながら私のふるさと参議院は悪例を残したと思つております。極めてこれは重要なことであります。

私は本岡委員長はかなり知っておりますが、ある段階で私は委員部を通じて委員長に対して、何もしたもたして審議をしないんですか、ともかく審議を始めなさい、あなたは国会の役員であるからという電報を打ちましたよ。手紙も出しましたたという。それで、責任上彼は詳しくは言わぬが、いろいろああいう形をとらざるを得なかったと思うんです。

議院内閣制、政党政治ですから、総理と会う云々ということ、これは問題にならないですね。

それから牛歩戦術云々ということなんですが、私は衆議院でこの法案が議決されたときに三階から初めから終わりまで見ておりました。参議院の牛歩戦術はかつて私もやったことがあります。あのPKO国会と消費税国会のを三階からつぶさに私は見ております。私が消費税のあのときに出て

まいりましたら、懇意な古参衛視がおつて、矢嶋先生、あの様子どうですかと言うから、おお、それは問題があるが、僕らがやつた当時と比べれば整然として立派なものだ、こういうふうには私は言つたわけです。これは、その主義主張を通すために抵抗権の一つとしてあり得るんでしようけれども、こんなのは余りやるべきじゃないですよ。だから政治改革なんですよ。

もうちょっと申し上げますが、私はつぶさに見ておりますが、御婦人の方が時間つぶしでこういうふううにステップして行っている姿というものが

ところが、PKOのときは、皆さん記憶あるでしょう、何か院内係が生理的現象で連れていくと、僕が時間を見ていると、中には帰ってこない人がおる。これは出ていって休むなり何か食べているんだらうと。三階から見ていると、遊び事しなさんなよと。これは与野党の議員にあります。かつて我々の時代には、男の議員で本会議場に一升瓶を持って入った人がおるんです。そういうような方の例はまたあつてはならないと。しかし本岡氏は、まあ党から選ばれたんでしょうが、あの消費税のときなんか整然とやつておつた。

当時の土屋議長、埼玉県知事を今やつておられるが、私は彼に敬意を表しました。私は三階から見ておつて、議長は投票箱を閉鎖しますともう言はずだと公務員諸君と一緒に見ていたんだが、なかなか言われない。あれ閉鎖すると言つと、どつと監視が出てきて、それから先生方がだつと行つてこうなるわけですが、一遍もならない。あの土屋議長のやり口というものはまことに私は見事だつたと思うんです。

それで、私は土屋議長に直接会って敬意を表しました。過去は過去として、あんなことはもう抵抗権の行使として許されておつてもやらぬがよろしい。だから政治改革なんですよ。それなるがゆえに、本岡委員長の不信任の一端となっているとすると、私は残念に思います。皆さん仲よくやつてくだされいよ。

言論戦は大いにやってもよろしい。国会に「イシューブリーフ」というので、選挙制度から各国の政治のことを調査及び立法考査局ですつと出ししておりますね。これを見ると、要するに実質的な議論をする時間は日本は一番少ないんですよ、先進国では。アメリカとか英国あたりに比べると、

実質的な討議は少ないわけなんです。だから、どうか仲よくして、そして政策論争で対決するという姿勢をとっていただきたい。いろいろと経過と事情があったんだらうが、国権の最高機関の第二院である参議院として、委員長解任動議を行使したというのは前例もない。私たちの時代にもなかったことだし、これは非常に残念ながら悪例を残したと私は思っております。しからぬでください。

○峰崎直樹君 次に、浅野公述人の方にお伺いしたいと思うんですが、今、永田町の論議とかいろいろ出ておりますけれども、浅野公述人は霞が関の厚生省におられたということで、私も最近「お役所の掟」という厚生省のお役人の現職の方が書いた本を大変おもしろく読んだわけでございます。その内容はちよつとさておきまして、実は霞が関の文化ということと最近とある事件で耳にしたわけですが、と申しますのは、通産省の役人の方が選挙に立候補されるときにワンランクアップされて、そして選挙に出られた。そのことの事は非の問題はまた別にいたしまして、この説明をされた通産省のお役人の方が、霞が関の文化というものがあるんだ、こういう実はお話がございまして。

これは、政治改革といいますが、直接今回政治改革に関係することではないのかも知れませんが、政治を改革していかなくちゃいけない我々にとつてみてやはり大変重要な問題じゃないかな、こう思っています。元厚生省におられて今回知事に当選をなさいました浅野公述人はこの点についてはどのように思っているのでしょうか、ちよつとお聞かせ願えればと思うのでございませう。

○公述人(浅野史郎君) 霞が関の文化と呼ばれるようなものがあるのかないのかも私よく存じておりませんが、それが多分悪い意味だとすれば、国家公務員の間にだけ通じる一つの考え方、論理というものであらうと思います。いい文化はともかくといたしまして、そこだけでのいわば楽屋話み

たいなもの、楽屋言葉みたいなもの、そういうものが多ければ多いほど一般の国民、一般の県民の考え方と遊離をしてしまう。その意味では、そのような悪い意味での文化というのをなくしていくという方向が正しいと思っております。

私の在籍しております宮城県庁も、同じような意味で、県庁の中では当たり前というふうなことが、これが実は県民にとっては当たり前ではないというところが出たような状況もございました。霞が関にもいた、また今新しく宮城県庁にいる私といったしましては、確かにそう言われて、霞が関の文化とかいって批判されるものもあるとは思っております。そういったものについては、まず言葉遣いの問題から、そして考え方のことから、一般の国民、県民から見えていかかと思われるものについてはやはり積極的に改めていく、そういった方向が必要ではないかということを経験から感じるところでございます。

○峰崎直樹君 浅野公述人、先ほど選挙の問題で、本当に恩を感じた。私も実は選挙をやつていて、選挙活動の中で小さな方々の善意といいますが、時にはカンパをしていただいたりということ、本当に初心を忘れるべからずだということ、いながら私も頑張つていきたいと思つてい

その際、多額のお金をもらつたら、これに対してもやはり恩を返さなくちゃいけぬと思うようになるだらう、そこで自分としてはもらつてはいけないと痛感をされた、こうありますが、そうすると、企業献金という問題が今回大変大きなテーマになっているわけでありまして、浅野公述人はこの企業献金についてはやはり廃止をした方がいいというふうにお考えかどうか、この点、少しお聞きしたいと思ひます。

○公述人(浅野史郎君) 私の先ほどの言い方からいいますと、献金は個人がよくて企業はだめというよりは、一つのメルクマールは広く薄くということであるということでございます。したがって、個人であらうとも、これはもちろん上限が

ありますけれども、私の気持ちからしますと、候補者としての気持ちからしますと、多額にもらった方にはやっぱりそれなりの恩を強く感じるといふことがございます。また、逆に企業、団体でも額が薄ければ広く薄く当たるわけですから、その意味で、特に恩を強く感じて、そして余り公明正大ではないその返し方というのに通じることはないと思ひます。

ただ、一方、企業というのは利潤を追求する主体であるということがございますので、その辺からの縛りもありましようが、私が今率直に感じておりますのは広く薄くということ、ある一定の候補者、ある一定の政治家にそういった意味で恩を託すというか、そんなことはあらうかなと思つております。

したがつて、今、私の率直なところで、個人献金は善、企業献金は悪というような二分法にいくのは若干ためらいはあります。ただ、これは国会での御審議の中でございしますので、私の感じとして申し上げさせていただきます。

○峰崎直樹君 企業献金の是非問題というのはこれからは恐らく議論になりますし、五年後にまた法案で言えばいろいろ再検討する場もあるようです。

さて、倫理の問題のことで少し、先ほどおっしゃられた点について、つくつたルールは絶対守つてもらいたい、こういうふうな提起をされて、私もそうだらうというふうな思ひます。また、そうでないところから信頼というものは回復できないだらうと思ひます。しかし中には、例えば公職選挙法の第何条でしたしょうか、選挙の裁判の問題なんかでも百日裁判ということの制度がしてあつてもなかなかこれは守られない、こういったような形で、制度化の問題も含めていろいろ議論しなくちゃいけない点があるんじゃないかと思ひます。こういった点について、これは質問というか私の意見になつちやいましたけれども、お答えを求めるといふよりも、これから我々自身もそういった制度改正をしなくちゃい

と思つています。

浅野公述人、先ほど投票率の問題で、大変私はこの投票率の問題、自分の参議院選挙が本当に史上最低と言われるぐらい低い、全国的には五〇%すれすれの平均だったわけですが、衆議院もあつた結果で、史上最低の投票率と。こういうことで、先ほど非常に選挙に対してわかりにくい、あるいはうさん臭いといったような政治的不信感の問題が述べられたんですが、投票率が低下をし、御自分の知事選挙の投票率もたしか三九%ぐらいだったと思うんですが、この点、先ほどおっしゃいました選挙に対する県民のわかりにくさとかうさん臭さとか、そういったものが主要な原因だといふふうにはやはりお考えなんでしょうか。その点ちよつと、感想めいたものでも結構でございます。

○公述人(浅野史郎君) 私が候補として出ました前回の宮城県知事選挙は三九・二%ということ、宮城県の知事選挙としても史上最低の数字でございました。それにつきましては、その原因、いろいろ推察がございします。いずれにしても、これは科学的に割り切れるものではございませんので推察の域を超えないわけでございします。

一つには、宮城県にとって五回目の選挙であつたといういわゆる選挙疲れというものもあつたと思ひます。しかし、それだけの数の選挙になつたといふことも、実は背景には政治というもののに対する不信感、あきらめといったようなものがあった、これも事実でございします。そういったものもろのことからそういった低い投票率になつたといふふう感じております。

むしろ私といたしましては、その原因というものを深く考えまして、投票率を高くすればいいというものでもございせんけれども、私の県政を通じて政治にもう一度信頼感を回復してもらいたいというところで、これから一生懸命やつていきたいというところで重く受けとめているところでございします。

○峰崎直樹君 調べてみると、先進国と言われて

いる国がどうも軒並み投票率を低下させているとかあるいは政治腐敗が起きてきているとか、いろいろ我々も考えなきゃいけない問題がたくさんあると思いますが、これはまた別途議論をしたいと思います。

○公述人(浅野史郎君) 先ほど申し上げましたとおり、就任して一カ月半でございます。多選はおろか再選もまだ考えられるような状況ではございませんので、ただいまの御質問、全く考えを私なりに持ち合わせておりませんのでコメントを差し控えていただきたいと思います。

○公述人(浅野史郎君) 先ほど申し上げましたとおり、就任して一カ月半でございます。多選はおろか再選もまだ考えられるような状況ではございませんので、ただいまの御質問、全く考えを私なりに持ち合わせておりませんのでコメントを差し控えていただきたいと思います。

○公述人(浅野史郎君) 先ほど申し上げましたとおり、就任して一カ月半でございます。多選はおろか再選もまだ考えられるような状況ではございませんので、ただいまの御質問、全く考えを私なりに持ち合わせておりませんのでコメントを差し控えていただきたいと思います。

○公述人(浅野史郎君) 先ほど申し上げましたとおり、就任して一カ月半でございます。多選はおろか再選もまだ考えられるような状況ではございませんので、ただいまの御質問、全く考えを私なりに持ち合わせておりませんのでコメントを差し控えていただきたいと思います。

わっているというようないことがございます。そういつた点で、そういう制度面で何かきっちりところを直していかなきゃいけないと言われるような意見が出ていますのでございますが、特に公務員制度の問題なんかについてどのようにお考えになっているか。そういったことはやはり変えていくべきじゃないかといったような意見についてはどのようにお考えですか。公務員の場合は例えれば休職制度をとるかそういったようなことですね。そういったことについてはどのようにお考えになっているか。これはお三方に答えていただければと思いますが。

○公述人(西條君) 公務員制度云々ということになりますとちょっと難しい、私の守備範囲を超えかと思えますけれども、要するに出やすい選挙といいますが、一般の国民が選挙に出やすいようにするためにはどうすればいいかということに対するお答えということではどうでしょうか。

○公述人(西條君) 公務員制度云々ということになりますとちょっと難しい、私の守備範囲を超えかと思えますけれども、要するに出やすい選挙といいますが、一般の国民が選挙に出やすいようにするためにはどうすればいいかということに対するお答えということではどうでしょうか。

○公述人(西條君) 公務員制度云々ということになりますとちょっと難しい、私の守備範囲を超えかと思えますけれども、要するに出やすい選挙といいますが、一般の国民が選挙に出やすいようにするためにはどうすればいいかということに対するお答えということではどうでしょうか。

○公述人(西條君) 公務員制度云々ということになりますとちょっと難しい、私の守備範囲を超えかと思えますけれども、要するに出やすい選挙といいますが、一般の国民が選挙に出やすいようにするためにはどうすればいいかということに対するお答えということではどうでしょうか。

この中で一番いい代表選手を選ぶということになりますと、お金とかそういうことではなくて、本当に見識のある、そういう人たちがどうやって選ぶべきかということがかなり変わってくるのではないかと。

○公述人(浅野史郎君) 先ほど私が申し上げた中でいけば、私もよほどの変わり者でございますし、公務員を退職し知事選に立候補したわけでございます。まあ気持ちとすれば、これでだめだったらまた戻るところがあればこんな楽なことはいりません。しかし、これを制度として考えますと、やはり公務員というものがそういう政治家として候補者となり、そして結果だめだった場合戻るといふことであれば、これは公務員としての中立性について大きな疑念が生じるということもまた制度上、また一般の国民の方の目から見てもこれはあり得ることではないかと思っております。

○公述人(浅野史郎君) 先ほど私が申し上げた中でいけば、私もよほどの変わり者でございますし、公務員を退職し知事選に立候補したわけでございます。まあ気持ちとすれば、これでだめだったらまた戻るところがあればこんな楽なことはいりません。しかし、これを制度として考えますと、やはり公務員というものがそういう政治家として候補者となり、そして結果だめだった場合戻るといふことであれば、これは公務員としての中立性について大きな疑念が生じるということもまた制度上、また一般の国民の方の目から見てもこれはあり得ることではないかと思っております。

○公述人(浅野史郎君) 先ほど私が申し上げた中でいけば、私もよほどの変わり者でございますし、公務員を退職し知事選に立候補したわけでございます。まあ気持ちとすれば、これでだめだったらまた戻るところがあればこんな楽なことはいりません。しかし、これを制度として考えますと、やはり公務員というものがそういう政治家として候補者となり、そして結果だめだった場合戻るといふことであれば、これは公務員としての中立性について大きな疑念が生じるということもまた制度上、また一般の国民の方の目から見てもこれはあり得ることではないかと思っております。

○公述人(浅野史郎君) 先ほど私が申し上げた中でいけば、私もよほどの変わり者でございますし、公務員を退職し知事選に立候補したわけでございます。まあ気持ちとすれば、これでだめだったらまた戻るところがあればこんな楽なことはいりません。しかし、これを制度として考えますと、やはり公務員というものがそういう政治家として候補者となり、そして結果だめだった場合戻るといふことであれば、これは公務員としての中立性について大きな疑念が生じるということもまた制度上、また一般の国民の方の目から見てもこれはあり得ることではないかと思っております。

でも委員長でも、金をいかに集めるかということが一番大事なんです、そればかりで政策は余り勉強しておらぬですよ。この姿は改めなくちゃならぬと思うんだ。そのために必要なことだったたら税金を幾らだつて出してもいいと思っているんだ、私は。そのかわりさつき言ったように、きれいに正しく使っていたかにはなりませんよ。ともかく金が前提だもの。失礼だけれども、人格とか識見とかそういうのも要素には入っているけれども、しかし大前提は金ですよ。だから議員は、国会の役員のポストでも何でも探すべきは金づるのところばかりでいいですよ。法務政務次官になれというよりは通産政務次官、大蔵政務次官、建設政務次官といったら、はいと言って行くわけでしょう。こういう政治土壌を改めにやらぬといふことですね。

○公述人(森山先生) 先生は先ほど、官房長官としてもすばらしかったが、あの甲子園の開会式におけるあいさつは男性にしかできないものじゃないか。

○公述人(森山先生) 先生は先ほど、官房長官としてもすばらしかったが、あの甲子園の開会式におけるあいさつは男性にしかできないものじゃないか。

○公述人(森山先生) 先生は先ほど、官房長官としてもすばらしかったが、あの甲子園の開会式におけるあいさつは男性にしかできないものじゃないか。

○公述人(森山先生) 先生は先ほど、官房長官としてもすばらしかったが、あの甲子園の開会式におけるあいさつは男性にしかできないものじゃないか。

ですよ。その内容といい、お声のよさといい、それは諸君に感銘を与えておる。私、テレビで見えておったんですが、普通の開会式のときは選手は皆こんなことをやっておるが、森山先生の場合はきちんとみな聞いておったんですよ。これは例えませんが、そういう方々がおられるわけですから、各政党にもおられるわけだから、ぜひともそういうふうに配慮をしていただきたい。そうしなけりゃ、日本ではなかなか選挙で女性が出てこれないですよ。

その点については、政策は別ですけども、共産党の姿勢に私は敬意を表している。共産党は女性をいつも候補者に推している。しかも、やっぱり得票を考へるんでしよう、きれいな人ばかり選ぶんだな。だから、その点で僕は共産党には敬意を表しているわけです。笑い事でないんですよ。皆さんぜひこの法律が通つたら比例部分の名簿をつくるときは女性に配慮をして、法律の明文上書けない人でも運用の面で配慮をしていただきたいというのでさつき申し上げたんです。そうでなければ、なかなか日本の現実では候補者になり得ない。

以上です。

○峰崎直樹君 この質問を最後にしたいと思うんですが、きょうが衆議院から参議院に送られてきて六十日を越えて、最初に恐らくメンバーが集まってきたわけですね。これから先は例の五十九条の第四項の問題で、衆議院から要請があったらもう参議院では否決したものとみなす、こういう第五十九条第四項の規定の問題が議論になっていくわけですね。

西公述人(西修君)にぜひお聞きしたいんですが、この規定の問題、先ほど憲法の問題に触れられておっしゃいましたけれども、このように六十日間も、結局この第五十九条第四項を適用されるような状況になっていることについて、西公述人の御意見を伺うことにしたいと思います。西公述人(西修君) これは規定は規定ですから、私は一応憲法学者としては、規定は規定というこ

とで、それをどう考えるかということとは不当の問題ということかと思えますけれども、私は、六十日が最大ぎりぎりありますから、やはりこれは本来六十日以内に参議院で審議される、それで、可決でも否決でもいいわけですけども、あれは例外的な規定である、条項であるというように考へるべきではないか。当然、衆議院と参議院の二院制になっているわけですから、衆議院から送られてきたら速やかに審議し、そして所定の日数の中で審議し何らかの結論を出すということが憲法の趣旨であると思えます。

それから、六十日というのは、それでもだめな場合、万が一の場合ということで、私はやっぱり本来はあるべき姿ではないように思えます。その中で論議がなされてそれなりの結論を得られるというのがあるべき姿ではないかというように考へます。

○峰崎直樹君 終わります。(拍手)
○委員長(上野雄文君) ちょっと委員長からお願ひがあります。

と申しますのは、これから五人の委員が質問をされますが、お一人十分なんです。質問、答弁含めてでございますので、お互い有効に使えるように御配慮のほどをお願い申し上げますと存じます。

○続訓弘君 私は公明党・国民会議の続でございます。

本日はお三方から、ただいまは貴重な御意見を拝聴させていただきました、まことにありがとうございます。私に与えられた時間は十分ほどでございます。簡潔にお伺ひ申し上げます。

先ほど西公述人からは基本認識、そして骨格部分、さらに比較憲法論、この三点から貴重な御意見を承りました。私は、基本認識の点で一つだけ御質問申し上げます。

先ほど三公述人はそれぞれに、今回の政治改革法案が仮に国会で廃案の状況になれば政治不信はその頂点に達するであろう、したがって慎重かつ速やかに論議を深め所要の結論を出すようにと、

こんな勵ましのお言葉をちょうだいいたしました。

そんな西公述人に対して一つだけお伺ひしたい点は、今、細川総理も担当の山花、佐藤大臣も関連四法案は一括というのが不動の姿勢だと、こんなふうに答弁をしておられますし、私もそのように思っています。ただ、一部には分離論がございます。

この点に関して、西公述人はどのような考へ方をお持ちであるか、その点をお伺ひしたいと存じます。

○公述人(西修君) 時間の関係で端的に申し上げますと、私は一括してやるべきだ、両方ともすべて関係があるというふうに思いますから、私は一括処理すべきであるというふうに考へております。

○続訓弘君 ありがとうございます。

続いて、浅野公述人にお伺ひいたします。先ほど、三日前に立候補した、そしてたくさんの方々二十九万票を自分に与えていただいた、それには大変感謝をしている、その感謝に報いるためには日本一の先進福祉県にしたい、こんな意見が述べられました。

御案内のように、地方主権、地方分権という議論はずっと長い間議論されております。昨年の六月に衆参両院におきましても地方分権に関する決議がなされました。そんな中に、今回の関連四法案は地方の側からすれば地方の主権あるいは分権に通ずるものだ、こんな考へ方を述べておられる方もございます。

浅野公述人におかれては、この点に対してどんな御意見をお持ちされるのかお伺ひしたいと存じます。

○公述人(浅野史郎君) 今御指摘いただきました御意見について、私どのようなものかちょっと詳しく存じておりません。

したがって、なかなか難しいところでございます。今回のこの法案のみで地方分権が進展するというものではなからうというふうに

思っております。一步、二歩進めるといふ観点では必要なものだろうというところでは思っております。

先ほど選挙制度ないしまた政治改革について申し上げましたけれども、一步、二歩進めていただきましたのをさらに三歩、四歩、十歩進めていただくために、一応これはこれで整理をしていただいた後に、また真剣に地方における政治改革、地方における選挙制度についてぜひ考へていただきたいということをまず御期待、御希望を申し上げます。

さらには、選挙制度とは別に地方分権につきましまして、私も私の立場上、地方、県の行政におきましても十分に力を発揮できる、また信頼していただいている状況があるというふうに確信をしておりますので、その状況に合った権限を移譲されるということ、この方向もぜひ真剣にこの国会の場で考へていただきたいという思いでございます。

○続訓弘君 ありがとうございます。

続いて、矢嶋公述人にお伺ひいたします。先ほど峰崎委員が浅野公述人に御質問された件でございますけれども、地方分権、地方主権が非常に高まっているという状況の中で、実は水を差すようなそんな事態が地方公共団体に発生していることは矢嶋公述人も御承知のとおりでございます。まさに私は残念至極なことだと存じます。

それにつきまして言われていることは、多選がその原因ではないか、したがって今度の選挙改革に関連をして多選の問題も真剣に検討すべきではないか、こんな有識者の間に意見がございます。この点について矢嶋公述人はどんな考へ方をお持ちされるのか、その辺のことをお伺ひしたいと存じます。

○公述人(矢嶋三義君) 私は、結論を申しますと、多選はすべきでないということ。これは、人間は長短があるもので、万能な人はいないわけですよ。四年と決めているわけだから、なった人は四年で、一年目から本格的にやらなきゃいけないですよ。

だから、行政の継続性で云々といつて五期も六期もやっている人は、やる人もやる人だけれども、選ぶ人も選ぶ人ですよ。一番長くても三期が許容限界ですよ。それ以上は絶対いけない。

かつて社会党も多選禁止と言つておつたが、京都に嵯峨川知事がおりましたね、彼にかわる者がいないから、多選禁止と言つたが、言い出した社会党もぐらぐらになつちやうたんですよ。そして、今、七期、八期なんかあるんですよ。これ、いけませんよ。選ばれたならば、四年間にきちつとやることやつて、やれなかつたら二期、三期と。細川さんが二期が限界だと言つて知事を去つたといふことはやっぱり一つの見識だと思ひますね。だから、私は多選は禁止するべきものだ。憲法上の関係がありますから、禁止しなくても、出る人も出る人、選ぶ人も選ぶ人で、良識でそうやらなければならぬと思ひます。

それから、さつき話が出ておつたように、政治改革について推進派と慎重派といふのがありますね。これ、表現が不十分なんです。国民によくわかるようにしなさいいけない。推進派はいいですよ。慎重派といふのは色分けしなさいかぬ。本当に慎重なのと拒否派といふのがあつたわけですよ。その拒否派の中にも、本当に今の法案は悪いから拒否するといふ拒否派と、それから、小沢は憎いわ、それについている細川、あれをいじめたあれをつぶせと。意識するとしなさいにかかわらず、そういうのをひっくるめて慎重派と言つては国民にはわからない。

観察と考察と処理能力を培うのが数学教育の目的ですが、よく見て聞いて、自分のコンピュータに掛けて考察をして、結論を出したならば自主的に強く発言し行動する。観察と考察と処理、これが大事なんです。国民にそれを訴えています。先生方は非常にお口がみなうまく本音と建前を区別してやるから、一般国民にはわからない。だから、私はこの一年間は非常に重要であるから、この点でしっかり心してほしいと訴えて終わります。

○統訓弘君 質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)
○寺澤芳男君 民主改革連合、新生党、日本新党の統一会派を代表いたしましたお尋ねをさせていただきます。

本日は本当にお忙しいところわざわざおいでいただきまして、心から感謝をいたしております。宮城県の浅野知事は、去年十一月の選挙で選出されました。そのときに河北新報で個人としての浅野を応援してくれとお願ひしております。一人千円程度のカンパを募り、最終的には二十万円を集めたい。企業、団体からの献金は一切受けずに、広く浄財を集めますし、集めた金はすべて公開します。河北新報でこのように述べられております。

宮城県の特殊な事情があつたにせよ、御自身の見識がなければこれはなかなか言えることではないと思ひます。選挙資金、組織に関する御苦勞を踏まえて、地方政治家の選挙資金、政治資金のあり方はどうあるべきか、お聞きしたいと思ひます。

○公述人(浅野史郎君) 私、突然、しかもたつた一回の選挙を経たのみでございますので、今の御質問についての確にお答えできないと思つております。また、今回の選挙もいさゝか変則的な選挙でございます。先ほど申し上げましたように、突然、しかも素人集団といふことでお金の使ひようがなかった、集めようがなかったといふのが実態でございます。これからのあり方につきましても、これは私も新しい立場で十分考えていかなければならないといふふうに思つております。

が、先ほども陳述いたしましたけれども、やはり広く薄くという原則、これはぜひ守つていきたいといふふうに思つております。

また、私の今までの経験でも、私にしましては、お金のかかる政治活動といふのは一体何なのかといふことについてよくわかりません。したがつて、どの程度のお金が必要とされるのかといふことについては、まだ未知数でございますが、感じとしてはそれは要らないのではなからうかといふふうに感じておる次第でございます。

ただ、これは現職の首長といふところの特殊性があると思ひますので、議員の方々の立場、また状況といふのは少し別かなといふことは思つておりますが、これについては明確な意見は今持ち合わせておりません。

○寺澤芳男君 ありがとうございます。次に、政党のあり方につきまして三人の公述人の方々一人ずつにぜひお知恵を拝借したいと思つております。

地方分権の非常に発達しているアメリカでは、大統領選挙を除いては政党の幹部がワシントンから各州に指令を出したり管理をするようなことは余りなく、例えばミネソタ州ではミネソタ民主党農党といふようなミネソタ州にしかない政党が非常な力を持つていて聞いております。ミネソタ州の州知事が大統領選に出るようなときには、フレンドリーな政党すなわち友党である民主党にお願いして選挙を行うのであります。日本でも、同じ政党とはいへそれぞれの地方にはそれぞれの事情があり、中央の指示で地方の政治を動かすことは難しいと思ひます。公述人の浅野知事も先ほど中央と地方では争点のレベルが違うとおつしやうておられました。

今回の政治改革関連法案におきましては、政党は従来より極めて重要な役割を果たすように設計されております。ただ、政党が衆議院、参議院、地方議会、そして地方の首長において果たす役割は同一ではないと思つております。政治改革法案の審議とその公聴会等におきまして二院制との関係や地方政治との関係が問題にされておりますが、その原因のかなりな部分はこの政党をそれぞれの政治制度でどうとらえたらよいかという点ではないでしょうか。

それぞれの公述人の方々に政党の各制度における役割に関する認識をお聞きしたいと思ひます。さらには、政党のあり方について公述人の方々の御意見をお伺いできれば幸ひであります。○公述人(西修君) 時間がありませんので、簡単に申し上げます。

それについては非常に大きな問題だと思つておる。今アメリカの例をおつしやいましたけれども、アメリカの場合と日本の場合とは、まず政治風土が違う、それから政党の歴史が違う、いろんな点で違いがあると思ひます。ですから、アメリカの政党政治といふものをそのまま日本へ持つてくるということにはちよつと無理があるように私には思ひます。

それからもう一つ、国会議員、地方議員、それからまた首長、ここにおける政党の役割といふものの違い、これは当然あると思ひます。そういう点では先生の御意見に全く同感でございます。

何か本当にもう非常に限られた時間の中で申し上げませんが、それからもう一つ、比較憲法的な側面からいいますと、私、一九八〇年以降の世界の憲法を調べてみたんですけれども、私が持つてくる一九八〇年以降でできた新しい憲法五十五のうち四十一の憲法の中にも既に政党といふものを組み込んでおります。ですから、もう政党といふのは今や憲法事項なんです。憲法で考えべきだと。その中でどうやっていくべきかといふことですけれども、例えばドイツのようなものはどちらかといふと規制型であります。政党はこうしなさいかぬ、これはだめだ。そういうこともありますし、それからまた、政党といふものを考えていく場合に、政党育成型、いろんな政党といふものを育成していく、こういう法体系もあるわけですよ。

私は、今後の考えるべきものとしては、先ほどちよつと政党法のことを申し上げましたけれども、規制ではなくて、やっぱりその国民の意思をどうやって吸収していくか。そういう育成型の政党のあり方といふものを憲法あるいは政党法とか、そういうものを通じて国法体系の中における政党といふものをもつと考へていかなければならない、そういうふうな考へております。

○公述人(浅野史郎君) 今の問題につきまして、先ほど申し上げたことの繰り返ししか申し上げられないと思ひます。

国のレベルでの政党の区分というのと地方政治における政党の区分というのはかなり違っているべきではないかという考え方は持っております。現実には同じ政党が県議会のレベルでも同じグループ化をしておりますけれども、しかし、ちょっと国政レベルとはニュアンスが違うのではないかと感じております。

知事の立場から申し上げますと、県議会につきましてはぜひ議論を活発にさせていただくということがまず肝要ではないかと感じております。ややもしますと、総与党とか県民党とかわけのわからない形になってしまいます。それが活発な前向きな議論ができるような形、これはどうにかならぬものかなというふうには感じておりますが、それが政党のあり方とどう関係してくるのか、まだ新米でございますので明確な方向は持ち合わせておりません。

○公述人(矢嶋三義君) 目標は国民一人一人が皆自分の好きな政党を持つて努力する、そういう形に一年も早く到達するようにしなければならぬ。

問題は政党の民主的な組織と民主的な運営に尽きると思っています。今の日本の政党で一番欠けているものは、政党の教育活動がない、選挙のときだけ教育活動がほとんどない。そして、国民は政治不信で嫌らしいように思っております。だから、政党になかなか入らない。これでは日本の政党政治は育たない。繰り返して申し上げますが、民主的な組織と民主的な運営、それから平素から教育活動を活発にする、そして、国民は、最善でなくとも次善でも、ともかく一人一人が支持政党を持つような姿に持っていくことを目標に努力していただくとうかがいたいと思っております。

○寺澤芳男君 本場にきょうはお忙しいところありがとうございました。これから我々も一生懸命に実りのある審議を尽くして、そして政治改革を一日も早く実現したいと思っております。本場にきょうはありがとうございます。(拍手)

○吉田之久君 民社党を代表いたしまして御質問を申し上げます。

まず、西先生、いろいろと公私にわたりまして日ごろ御指導をいただきましてありがとうございます。

戸別訪問の問題。

ニュージブランドにおけるノッキング・オン・ドアーズのお話を承りました。いろいろと示唆に富んだお話でございました。

ただ、私自身も昭和三十年に県会議員になりました。今日まで選挙に明け暮れの人生を送っているわけでございますが、この戸別訪問というものはしよせん究極の選挙運動なのか、あるいは極めて原始的な選挙運動の始まりなのか、今もって悩むわけでございます。できればもつと時代の変貌に応じて新しい方法を考えるべきであると。

例えば、昔の立会演説会もいろいろ弊害も長所もありましたが、大統領選挙のミニ版みたいに屋外の広場で、しかも選挙管理委員会なんか立ち会います。そしてみんなを集めて候補者が論議し合うとか、そういう方法をだんだん導入すべきではないかと思うんですが、いかがでございますか。

○公述人(西修君) 戸別訪問が究極なのか原始的なのかということですが、私は、時代は今コンピュータとかいろいろあるわけですから、むしろコンピュータを利用して、そして候補者とかあるいは政党の支部とかそういうところと双方向的にいろいろやっていくというようにすることは考えられていないかというように思っています。そういう意味において、先端の科学技術というものを駆使した選挙方法というものが今後あり得るのではないかと考えております。しかしながら、そこまではなかなか無理であるとするれば、やはり戸別訪問というものに結局行き着くのではないかと申し上げますね。

そういうことで、繰り返しになりますが、現段階においてはやっぱりその戸別訪問を完全に自由化するということにはいろいろ問題があるの

ではないか。ですから、その一歩として制限的なものを考えていけばいいんじゃないかということでも申し上げた次第でございます。

○吉田之久君 我が国の実態をいたしまして、戸別訪問を自由に解禁いたしましたら、本場に戸別に政党の政策などを説明して回るのならばよろしいんですが、最後はもう土下座まがいの競争になる点を恐れるわけでございます。また今後とも御検討いただきたいと思うのでございます。

次に、小選挙区の数と比例代表の数、六対四とか三対二、大体参議院の方もそうでございますし、私はその辺が適当な数字ではないかと。

なぜかと申しますと、民意を集約する、どういう政権を求めるかということが選挙区で問われる。民意を反映する、そういう意味で比例代表で問う。理屈はわかるのでございますが、実際選挙をやりますと、一人しか通れない選挙区、それは血道を上げて戦いますね。この政党は立派であり、この地域のためにというので、どうしてもローカルな問題を集中的に取り上げなければならぬ。そうでなければ当選しません。当選したってその問題に専念しなければなりません。

そして、都市議員は都市議員らしく、農山村の議員は農山村の問題ばかり、本場に外交や防衛やエネルギーの問題、そんなことを論ずる人がだんだん減ってくれば大変でございますので、それを補う分として比例代表が必要だ。そういう点で私は必ずしもフィフティ・フィフティでなければならぬとは思いませんが、やっぱりしかるべき数の比例代表を確保しなきゃならないと思うのでございますが、いかがでございますか。

○公述人(西修君) これも先ほどの繰り返しになりますけれども、小選挙区制の方に比べて比率を重点的にやったというところは、やはり小選挙区制によって活発ないろいろな意見が出てくる、集約できるというようなことで、むしろその小選挙区、本当は自民案の方がより活発にいけるかもしれないけれども、それが無理であれば六対四

ぐらいがいいんじゃないかということで、特に数的な根拠があるわけではないということとは先ほど申し上げたとおりでございます。

○吉田之久君 特に我が国の場合には議院内閣制をとっておりますので、ローカルという言葉がいかに悪いかわかりませんが、余りに局地的な代表ばかりで衆議院を構成されてもそれが主力となつて内閣をつくるということには非常にやっぱ問題があると思っておりますので、この点もいろいろまた今後御研究をいただきたいと思うのでございます。

次に、浅野知事さんにお伺いいたします。まあさつそうと登場されましたが、知事のお姿を見て本場にうれしい思いでございますが、知事もおっしゃいましたように、知事と議員、例えば県会議員らとは大分事情が違うわけでございます。県会議員はまさにサービス合戦をしななければならぬ。しかし、権限ある首長の方にはいろいろな誘惑がまだいっぱい続く時代だと思うのでございまして、この辺は誇り高き新しき知事として断じて拒絶していく模範の姿勢を示していただきたい。

と同時に、私も経験があるのでございますが、県会議員というのは昔から土木関係の出身の方が非常に多いわけでありまして、昔からそうでありまして、問題だといってやめろと言ったら、みんなやめて、奥さんや子供の名前に切りかえた。実態は一緒でございます。大臣や国会議員が資産を公開し、大臣をやめたらその資産を改めて報告する。だから、知事さんはひとつ宮城県の方で、土木事業に関係ある県議員さんについては、その会社あるいは系列の受注量がどのように変化したかというぐらいのことは一通公表していただいてもいいんじゃないか、一つの大きな抑止力になるんじゃないかと思うのでございますが、いかがでございますか。

○公述人(浅野史郎君) 突然の御示唆でございますので、どう考えていいかわかりませんが、まあ一つのお考えだとは思っています。

もう一つ、先生はきょうの意見を述べられる中で政党助成等に関連して数字のこともいろいろおっしゃいましたけれども、政党の規定、政党とというのはこういうものだという規定、こういうものが必要なんじゃないかという趣旨のことをおっしゃいました。それは政党法の考え方につながるんだと思いますが、先生は憲法の上でやはり政党というものの規定があつてしかるべきだということお立場のことを述べられたと思うんです。

今、日本でよく学会なんかの議論の中で、憲法に政党の規定が含まれているという方がむしろ進歩的であるかのような意見を私はよく読んだりするんですが、中身は別として、私は憲法に政

党というのはこういうものだと言っていることは、逆に政党的な国家化といえますか、そういう方向に行くんじゃないか。むしろ、日本の憲法が二十一条で結社の自由ということではっきりと自由を認めている。これこそ本党に政党が国民の一定の意思を結集したという政党活動の自由というものを保障し得るものだというふうに思うんで、何か憲法に政党を規定するというのが必要なことだということ、逆に今の日本の憲法の二十一条に反しているというふうに私は考えているんですが、先生はその点はいかがでしょう。

○公述人(西修君) 先生の御意見、そういう考え方も当然あるし、また学会の中にもそういう考え方もあるわけです。これは基本認識の違いになるかと思いますが、現在、この法案について言うならば、政助成という点で、とにかく一人頭二百五十円ですか、見積もると三百九億円になるという点ですけれども、一体その根拠はどこにあるんだらうか。国民のやっぱり血税がそこに費やされるわけですか。それで、根拠はどこにあるんだらう。そうならば、集金、結社という、どちらかといったら、私とすれば非常に弱い単なる集金、結社にそういう血税を注ぎ込む必要があるんだらうか、こういう疑問が当然出てくると思うんです。

そういう中で現在の政治状況というものを考えると、政党の存在というものは不可避になると思えますね、不可避である。やっぱり政党政治です、完全に。であれば、現在の政党政治というものを前提にして、そして先ほど言ったように、政党を規制するということじゃなくて政党を育成する、そういうふうな法体系をつくって、そうしてその中で政党というものはこういうものですよ、政党はこういうものですよ、だからその政党に助成してくださいというふうな形で国民に納得してもらって、これが筋ではないか。けれども、何か事実関係がこうあって、とにかく政党という概念が何もないのに、政党助成ができたらく二百五十円やってくるださという点ではよく納得がいかならない

ではないか、それはやっぱり基本というものを考えていくべきではないか、そういうことを先ほどから申し上げたわけでございます。

○藤澤弘君 浅野知事にお伺いしたいと思えます。

宮城県は、もう天下周知のとおり、昨年、ゼネコン疑惑、汚職で本当に荒れに荒れたわけでございますが、先ほど非常に選挙の棄権率が高い、投票に行かないということも知事が述べられました。それはそういうことが非常に影響していると思うんです。

この問題の根底には、企業・団体献金の問題があると思えます。この点で、先ほどの質疑の中で企業・団体献金の問題についての浅野知事の考え方、薄く広くというふうにお述べになりましたので、もうその点は、企業・団体献金そのものについてはそのうのお考えを述べられたので私はその点については質問をいたしません。

しかし、まさに宮城県で大問題になりましたゼネコンの問題ですけれども、今、公職選挙法では、国あるいは地方自治体の公共事業を請け負う会社、法人、これは選挙に当たっては献金をしてはならないというふうになっております。

(理事 一井淳治君退席、委員長着席)

ところが、選挙のときはいいけれども、しかし一般の政治活動ではない、こういうことになっていく。選挙のときのお金と政治活動のお金と、これ一体どこでどう区別するのか、これはもうほぼ不可能なことだと思えます。まさにゼネコンが、選挙のときにはいいけれども普通のときにはいいというところと献金をして、裏があり表があり、いろいろあると思えますけれども、献金をしていい。

それでこんな大事件が起こっている。

これは選挙のときに限らず、地方公共団体あるいは国からの事業を請け負うというゼネコン、そういう企業、これは選挙のみならず普通の政治活動においても献金を禁止すべきだ、それが宮城県の問題なんかを解決していく一つの大きな道じゃないか、こう考えるんですが、いかがでございますか。

○公述人(浅野史郎君) いわゆるゼネコン汚職というところで宮城県がそういう意味で有名になったことは大変遺憾に思っております。

今御質問の点につきまして、私は、そういうことはいわゆるゼネコンからの献金の是非ということとは別に、今まさに御指摘になりました選挙期間中とそれ以外のときを分けるというのは、確かに私の経験からいいますと、なかなか分かったりしないではないかということがございます。その意味で、同じ理屈が選挙中もまたそうでないときも適用されるべきではないか、これは一般の県民の常識としてはそちらの方が常識かなという感じはしております。

ただ、これについてはまだ深く考えておりませんので、基本的には一般の県民の方が納得できるという形での流れというものは、特にまた宮城県においては必要ではないか、そういうことを深く感じております。

○藤澤弘君 矢嶋先生に質問しようと思いましたが、時間もなくなりましたので終わります。

○青島幸男君 皆さん、御苦労さまでございます。

二院クラブの青島幸男と申します。

皆さん方のお話をお伺いしておりますと、早くこの問題を片づけてくれ、国民の方々の御要望の重大問題が山積しているではないか、こういうお話でございまして、私もそれは十分納得しているわけでございますので、早くそのようになればいいなと心から念じているところでございます。

しかし、次の選挙からたまたま議題になっていく法案で、このルールで行われるわけでございまして、最近特に国民の方々の政治意識が多様化しておりますし、そういう多様化した意識をストレートに議会に反映して民主主義的なルールにのっとった議会が実現できるんだらうかどうかと、そのことを考えなきゃならないわけですね。

そうしますと、将来における我が国の民主主義が守れるかどうかということにつきまして、その一点だけについて私は考慮をいたしましてこの法案

に実は反対をしております。その反対の理由を申し上げますと、この法案は、現

有の政党の中から選べというのをまず提示しまして、それでほかの新しい勢力の台頭は三三三三とかあるいは五人の議員がいなきゃだめだとか、あるいは新しく三十人を擁立しなきゃだめだとかというところで極めて厳しい制限をしているわけですね。ですから、新しく今度が出てこれられないわけ

です。しかも、既存の政党に莫大な国家補助をしようとしているわけですね。しかも大政党に厚くということもこれは明白になっております。

ですから、既存の大政党に全く有利で、新しい考え方は出てこないということですから、私は、細川さんが決意をなすって日本新党をつくられて四人の参議院議員からスタートなすって今日細川政権を築いてこれたいきさつなどを考慮いたしまして、それを選んだのは、やっぱり最近の

実に多様化している国民の方々の政治信条がそのままあらわれたことだと考えていいんじゃないかと思っております。

まさに今お話を伺っておりますと、浅野知事の誕生なんというのは私は実にすばらしいと思っております。お話を伺っていて、涙が出るほど感動いたしました。無手勝流に選挙をなすって、個人の情熱と信念、それを県民の方が理解して推してくだすったに違いないと思えますし、私はそういう新しい意欲と情熱がこの多様化した民意を吸い上げて、新しく健全な民主主義を築いていく方向があるに違いないと確信をしておりますから、その道をふさぐというこの法案には反対だという立場をとっておりますので、この考えを皆さん方に申し上げまして、御批判を仰ぐなり御賛同を仰ぐなりしたいと思います。

お三方に順次御発言いただいて、私の質問は終わります。どうぞ。

○公述人(西修君) 基本的な考え方、ごもっともだと思います。まさにそれが民主主義の原点、まさにグラスルーツをどうやって集約していくかというところに尽きるところだと思います。

そういう意味で、そこで制度の方にすぐ結論としていっちゃいますけれども、やっぱりそうするとどうするかということ、ですからこれはこの国会の中で例えばその三割を二割にするとか、あるいは一・五割ぐらいにするとかいろいろあるかと思いますが、それはもうやはり先生の御意見を例えは今の法案の修正の中にどういうふうに生かしていくかということに尽きると思います。

ただ、一言だけちょっと申し上げておきますと、私一応政治制度なんかを勉強しておりますので、大切なことはもちろんこの多様化、多様性、これを吸い上げることと同時に、やっぱり意見の取れん性、集約性、そういったものをまたどうやって吸い上げていくかということも重要な問題だろうと思うんですね。そこに出てくるのが先ほど言ったようにベストじゃなくてベターなものとしての小選挙区比例代表制の並立型というふうな形、制度として出てくるを得ないんじゃないか。

そこで結論を申し上げますと、やっぱり先生のお考えは今後の修正という形で反映されるように私どもは期待をしている次第でございます。

○公述人(浅野史郎君) 今回の四法案というのは、先ほど申し上げましたように、かなりその焦点が絞られておるといふうに感じております。私も一応地方の知事という立場で今ここに立っておりますので、その観点から見ますと、地方政治のあり方ということについてはまだまだこれから真剣に考えていただくべき点があるのではないかとこの思いがしております。先ほど申し述べたとおりでございます。

今の問題につきましても、国政レベルの問題に焦点が当てられ、しかも衆議院の選挙制度改革という点で、いわば政権交代というものをある程度円滑に、そしてまた安定させながらという、そういった両難しい問題を選挙制度の中で解決していくということに中心課題があるように私の立場からは見えてまいります。そういう観点からは、実は私がここで是非を論じるのは立場上いささか問題ありというふうに思っております。

で、これは国会の中で十分に御審議をいただきましたと思っております。

先ほど若干申し上げましたのは、私どものエゴでもございませぬけれども、切実な思いといたしましては、百点満点の解決はできなくても次善の策で、ぜひ十分な御審議の中でおまとめいただきたいということ、これを地方の立場から特に強調して申し上げておりますので、それは経緯ないし結果のいかんを問わずという意味ではございませぬので、もう一度申し述べさせていただきますたいと思います。

○公述人(矢嶋三義君) 青島先生が金丸問題のときに玄關の前でとられた行為に対し、私は名刺を持ってあなたの部屋に敬意を表した参ったわけですが、通じたかどうかはわかりませんが、青島先生は必要なんですよ、あなたみたいな人は。だから、私はさつき三割というのをやったわけですよ。

それから、私は、根本的に日本人の体質に民主主義が育つのかどうか非常に心配しています。本当の民主主義を育てるにやならぬ、育てるのは大変なことですよ。どうも民主主義よりも全体主義の方が日本人の体質として血の中にあるんじゃないかと非常に心配しているもので、常に心がけていかなければならぬと思うんですね。

それから、政治資金も、茨城と宮城の問題だけじゃありませんよ。私は、幾何の問題を解くときの見方とやるわけですが、断言はしませんが、いさゝか濃淡の差こそあれ東京を頂点に日本全国が土建政治行政で覆われているおそれがあるという推定を私はしているんです。だから政治改革なんです。だからといって、政党並びに政治資金団体の企業体からの献金を一掃に切るといことはやっぱり私は問題があると思うんですよ。

自民党さんは役職とお金でもってきているわけですよ。今一週にこれを切っちゃったら陸に上がった魚で、死んでしましますよ。死なせちゃならないんだ。自民党というのはなかなかいいところもあって、若い人には立派な人がおりますよ。だから、私は五年間の経過措置に賛成をしたわけですよ。それで、申し上げましたように、いずれはこれはなくすべきものです。そのために党員をふやして、そして党財政を健全にしていこうというのが大事だと、かように思うわけです。

青島先生、参議院にはあなたみたいな人、先生みたいな人は必要なんですよ。だから私はそうしたんですが、朝日新聞を見ると、何かこういうふうに参加院としては恥ずかしいことなんだが、相手の懐に手を入れるようなことをやっているとかいうようなことが出ていますが、新聞で見る限り、青島先生の御意向でこの法案が起るか寝るかというところになっていくように書いてあるんですね。だから、どうか青島先生、私のお願ですが、この法案を成立させ、そして前進的にあなたの主張を入れて改正していく。二院クラブの皆さん方に一括処理解決に賛成していただいで成立させていただき、次にあなたの御見解をさらに具体的に、より理想的なものにするように、これはひれ伏してお願ひ申し上げます。

○青島幸男君 皆さんの御趣意はよくわかりました。私は、今のこのような法案がこのまま通れば、そういう多様な政治意識はむしろ抹殺されて、大政党に収められて、しかもその大政党が金銭的にも多大な保護を受けて、そして一党が独裁的に長期にわたって肥大した形で頑張るんじゃないか、独裁政治みたいなことになりはしないかということを実は懸念してこの場に立っております。いうことだけ皆さん方にお聞きいただきたいと思ひまして、質問を終わらせていただきます。

どうも皆様ありがとうございます。委員長、ありがとうございます。(拍手)

○委員長(上野雄文君) これにて公述人に対する質疑は終わりました。

この際、公述人の方々に一言お礼を申し上げます。公述人の方々に、長時間にわたり有益な御意見を述べいただきましたことにより、ありがとうございます。

見をお述べいただきましたことにより、ありがとうございます。拝聴いたしました御意見は、本委員会の審査に十分反映してまいりたいと思ひます。委員会を代表いたしまして心から厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

午後一時四十五分閉会

○委員長(上野雄文君) ただいまから政治改革に関する特別委員会公聴会を再開いたします。

休憩前に引き続き、六案につきまして、三名の公述人の方々に御意見を伺います。

この際、公述人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

皆様には、御多忙のところ御出席をいただき、まことにありがとうございます。

皆様から忌憚のない御意見を拝聴し、今後の六案審査の参考にしたいと思ひております。

次に、会議の進め方について申し上げます。

ません。しかし、この五年間にわたる国会内外の議論の結果、やはり選挙制度の改革あるいは政治システムの改革が最も必要だということが大方の共通認識になっていると思うわけです。細川政権発足後、小選挙区比例代表並立制ということで共通の土俵ができてきて、衆議院で議論を重ね、政府案の修正も行われて当院に送られてきたわけでございます。そして、この参議院におきましても独自の立場から議論されまして、今大詰めの段階を迎えているわけでございます。

この政府案につきましては修正の声が出ております。選挙制度にベストはないとよく言われます。これは裏返せば、議論をすれば切りがないということでもあらうかと思えます。今この政治改革関連法案に決着をつけなければ、いつまたこういう政治的なチャンスが来るか見通しが立てにくい状況にあらうかと思えます。そうすれば、ますます政治不信が取り返せなくなる、抜本的な政治システムの改革は期待できなくなるというおそれがございます。それが第一の理由でございます。

政治改革関連法案に決着をつけていただきたいという第二の理由は、内外に重要な政治課題が山積している現状において政治の対応が急務であると思うからでございます。

最も緊急を要する課題は、言うまでもなく景気対策でございます。政府の対策の明示、第三次補正予算案の提出、あるいは平成六年度予算案の作成が待たれております。国民はこの景気対策について急いでやってほしいという気持ちを多くの人が持っております。それから、日米間の包括経済協議への対応、あるいは農政の再建、そのほかさまざまなありますし、中長期的には税財政の改革、経済の構造の改革、いろいろございます。

今の政治状況を見ておきますと、こうした緊急課題を打開しなさいいけないのに、この政治改革問題が壁になっているという印象が率直な印象でございます。そのために緊急課題への対応がおくれているのは大変残念であるというふうに思っております。今、タイムリミットも迫っています。

る現状において、妥協すべき点は妥協し、この問題に一応の決着をつけていただきたい、そういうふうに思っております。

修正の問題なんです、この政府案について私個人に疑問を持っています点が数点ございます。まず第一に、総定数と定数配分の問題でございます。

並立制のあり方として、政権の交代と政局、政治の安定、あるいは政党政治の促進という観点から大事であると思えますが、第八次選挙制度審議会も指摘していますように、小選挙区六割、比例代表四割という定数配分が妥当ではないかというふうに思えます。総定数につきましても、自民党の案にあります公選法本則の四百七十一が望ましいと思えます。政府案は衆議院段階で二百七十四、二百二十六というふうに修正されました。私はもう少し小選挙区部分がふえた方がいいと思えますが、一応衆議院段階での修正を評価し、この妥協は尊重するべきであると思えます。

第二は、比例代表の単位の問題でございます。政府案の全国一単位、これは御承知のように参議院選の比例選と同一でございます。衆議院選の出議員はできるだけ地域に近い方がいいというふうに思っておりますので都道府県単位が望ましいと思えますが、しかし今の社会状況を考えますと、交通網の整備その他によって地方の生活経済圏がブロック単位ぐらいに広がっているという面もござります。それから、府県単位よりはもう少し幅広い人材を求めるといふ観点に立てば、このブロック単位というのがよいのかなというふうに思っております。

ただし、今回この選挙制度改革が政府案の線を決着した場合、つまり比例選が全国単位となった場合、その場合は参議院の選挙制度改革も検討を急ぐ必要が迫られるというふうに思っております。有権者から見ますと、衆議院も参議院も比例選は全国一本だということになると大変紛らわしいといえますか戸惑いが起きますし、恐らく投票

率も下がってくるんじゃないかというふうに思うわけですね。さらには二院制への疑問、あるいは参議院無用論まで台頭しかねないという心配がございます。

第三には、政治資金の問題でございます。

政府案が公費による政党助成制度を導入する一方で、企業、団体による献金を政党、政治資金管理団体だけに認めて個々の政治家、候補者には一切認めないとしていることは、政治腐敗の防止の原則から理解できますが、いささか疑問が残るというところでございます。

その第一は、市町村レベルで政治活動をする首長、議員は非常に無所属が多い。それで、政党に助成される公費が配分されないということでございます。個人による政治献金というものがまだ日本ではそれほど多くを望めないという現状では、この議員、首長の政治資金をどう調達すればいいかという疑問が残ります。

政治資金問題についての二番目の疑問は、政府案に流れている思想は企業献金はすべて悪であるという考え方がうかがわれるわけでございます。確かにこれまで企業献金に絡むスキャンダルが相次いでおりますし、法的な改善措置や関係者の自覚が必要であることは申すまでもございませぬ。しかし、企業等の法人はやはり納税する社会的な存在であり政治活動の自由が認められてしかるべきだ、そういう原則は容認されてしかるべきだというふうに思っています。

第三点は、これといささか関連しますが、政治資金規制を非常に厳しくし過ぎると、資金集めのパーティーやアングラマネーが横行するという傾向がござります。これは例えば昭和五十年、三木内閣当時に政治資金規正法の改正が行われましたときとその後、そういう現象が起きております。歴史的な教訓であるというふうに思っております。今回の場合は公費による政党助成が導入されますのでその当時とは事情は異なりますが、こうした教訓は忘れてはならないことだと思っております。そういう観点から、政治資金問題の見直しあ

るいは修正に当たっては、一定限度の透明性あるいは限度額、政治資金管理団体の限定その他を配慮し、個人献金がふえるような措置を講じつつ、一定の経過措置をとることも必要ではないかというふうに思っております。

そのほか、ちょっと時間がございますので、あと三點ばかり私見を申し上げておきたいんですが、一票制か二票制かという問題がございます。これは並立制のもとでは、理論的には政党本位の選挙をやるとのことの一貫性からすれば一票制の方が筋が通っていると思えます。しかし、過去の参議院選挙の例を見ますと、選挙区選と比例選の間のクロスボーディングはかなり、私どもとての調査では二割前後ありまして、やっぱり有権者は都道府県単位の選挙区で選ぶ個人あるいは政党と比例選で選ぶ政党とをバランス感覚でもって選んでいる面がございます。したがって、現状では二票制が妥当と思えます。

それから、いわゆる比例選の排除規定。これは得票率三％に明確な根拠があるわけではございませんけれども、やはり小党分立による政局の不安定を避ける観点からすれば余り下げるべきではないというふうに思いますが、これも今御議論なさっていることはよく承知しております。二％程度に下げても別にということもござりますが、余り下げるべきではないというふうに思っています。

もう一点、戸別訪問でございます。これは常に選挙運動の自由化の問題で議論されてきたことでございますが、やはり今の日本の家庭生活を考えますと、選挙あるいは宗教活動あるいは訪問販売などで家庭のプライバシーを侵されたくないという状況がかなり根深くあると思えますので、解禁は時期尚早ではないかというふうに思っております。

時間が来ましたので、以上で終わります。(拍手)
○委員長(上野雄文君) どうもありがとうございます。次に、亀井公述人をお願いいたします。

○公述人 亀井正夫君(亀井でございます。この特別委員会で見聞を述べさせていただく機会を与えられて、大変光栄に存じております。)

私が現在関係しております政治改革推進協議会、俗称民間政治協議会と申しておりますが、これは社会経済国民会議という組織を母体にして成立をいたしました。一昨年の四月から活動を開始してまいりました。社会経済国民会議といふのは、これは経済界、労働界並びに学識経験者の三者構成による機関でございます。国民の種々の問題に対する合意形成をやっていこうというシンクタンクであり提言団体でございます。これを基盤にいたしまして一昨年の四月から、政治改革につきましても国民のあらゆる階層の意見を集約して運動を展開してまいりました。この機会に四六時中だけ私どもの所感と要望事項を申し上げます。

まず第一点は、政治改革の問題をこの国会の会期中にぜひとも成立をさせていただきたいということでござります。

本年の一月二十九日という会期末が迫っております。政治改革の問題もいよいよ九合目に達した、これから胸突き八丁という段階にあるように思われるのでござりますけれども、衆議院選挙制度の抜本的な改革、政治資金制度の改革と腐敗防止、公的助成の導入を柱とする政治改革法案は、海部内閣、宮澤内閣、細川内閣と六年越しの三度目の挑戦でございます。今度こそ国会でぜひとも成立をさせていただきたいというふうに思います。これは国民の強い要望であり、またこの国民の要望におこたえになることが与野党とも政治家諸公の連帯責任ではないかというふうに私は考えております。

第二点は、この政治改革の一つの大きな意義でございます。

現在、御承知のように東西冷戦構造が崩壊をいたしました。国内においては保守の対立という五

五年体制の政治構造も変わってきたわけでございまして、内外ともに大きな歴史的転換点にあると言わざるを得ないと思っております。今、日本の政治は内外に山積する課題を前にいたしまして立ち往生しておるというふうな感じを私も持つわけでござります。本来、こうした課題に直面する前に片づけておくはずであった政治改革が今日までおくれにおくれ、政治の側に解決するための体制づくりができないまま難問が次々と降りかかっているのが現在の姿ではないかというふうに思われます。

例えば、一刻の猶予も許されないという景気対策がござります。景気対策をできるだけ急いでほしいというのは国民の切なる願いでございますけれども、しかし、そもそも今回の不況といふものは、成長期の循環型不況というのではなく、日本の社会に根差しておる構造的な不況と言わざるを得ないと思っております。経済構造や行政の基本的な転換を図るためには、それを決断し実行に移す政治の見通しとリーダーシップが今ほど大事なことではないと思われまふ。そこに政治改革は急がねばならない最大の理由があるのではないかとこのように私は思っています。与野党ともいまだ一度政治改革をなすべき本質的な理由、急がねばならぬ理由というのについて大きな道筋を思い出していだきたいというふうに思っています。

第三点は、もしここで政治改革が成立できなかった場合にどうなるかという問題でございます。

そうなりますと、三遍挫折をした、海部内閣、宮澤内閣、そして今回の細川内閣。今世紀中に恐らく再び政治改革を論じ、また改革を断行するという機会が失われるのではないかとこのように思っています。これは、日本が政治改革をやるかどうかということとは世界が目をつけておるところでございます。

昨年、私はシンガポールへ参りましたとき

に、シンガポールの高官から、西にイタリア・東に日本、一体おたくのスキャンダルとかはどうなるんですかと言われてじくじたる思いをいたしました。しかし、イタリアの方は半年ぐらいで政治改革を断行した、それだけの実行力がある。日本はとにかく五年、六年たつてもできない。こういうことは大変不幸なことでございます。国民的な政治の不信といふものはさらに高まりまして、恐らく経済構造の改革というふうなことも不可能になつてくるのではないかと。

そうすると、自己改革能力も課題に向かって前進する能力も欠如した政治の姿、そうなりまして、当面いろいろ起るであろう規制緩和の問題、あるいは地方分権の推進、あるいは中央省庁の機構改革などの抜本的な改革といふものはこの政治の大きな壁を突き破らない限り断行できない。したがって、二十一世紀の日本といふものは非常に暗いものになるのではないかとこのことを危惧いたします。

第四点は、自民党さんに対してお願いでございます。

この衆議院の中選挙区制度あるいは政治資金、腐敗防止等抜本的な改革をやらうと言われたのは自民党さんでござります。これは竹下内閣のときに政治スキャンダルが起りまして、そして六十三年の十二月に政治改革をやらうという方針を決められて、そして平成元年の一月から数カ月、竹下首相のもとに政治改革に関する有識者会議といふものが開催されて、我々も参画をいたしました。それから引き続き第八次選挙制度審議会、ここにも私は参画をいたしました。いろいろ議論を求めました。そして、海部内閣のときに三法案が提案された。そのときには、立場が変わりまして現在の与党に属する方は野党で、こぞって反対をされたんです。しかし、六年の歳月を経まして、現在はその立場が逆転されました。どうなっておるかということになりますと、むしろ逆転の格好であります。

今、国会で審議されております政治改革の法案

というのは、かつて自民党が海部内閣時代に提出された法案と余り変わったものではない、本質的には同様である、双子の子供と言つてもいい。いろいろな問題点を列挙されてなかなか審議が進まないという状態は、国民からすると非常に不信感が出ておるのではないかとこのように思っています。政府案と自民党案の主張の差といふものは決してこれは埋められぬものではないと思っております。

とにかく、小選挙区比例代表制という根幹の部分においては一致しておられる。今、加藤先生が指摘されたようないろいろの問題点がござります。しかし、これは話し合いをすればある程度解決できる問題ではないかというふうに恐らく国民も理解をしておるのではないかと。一日も早く政治改革の法案といふものを成立させていただきたい。もちろんいろいろ修正点がありますのであれは、もう時間が切迫しておりますから、とにかく小選挙区比例代表制という骨幹あるいは政治腐敗防止をやる、政治資金の問題とか基本のところをお決めに、細かい点は両方でいろいろと案を持ち寄られて修正点を明記して、通常国会の場でもう一遍そこで妥協して成立をされるという方法もあるのではないかとこのように思っています。

私はここに持つてまいりましたが、平成元年五月に自民党さんで非常に審議をされた政治改革大綱というのが私には実によくできておると思っております。この中に特にこういうことを言われております。

もとより、永年続いた制度の改革はけつしてやさしくはない。しかし、国民の政治にたいする信頼を回復するためには、いまこそ自らの出血と犠牲を覚悟して、国民に政治家の良心と責任感をしめすときである。

と、こういうことを非常に明言しておられる。これをぜひともひとつお考えをいただきたいというふうに思っています。

実は、先週の末に自民党の若手議員二十数名の方々が政治改革を推進するための炎の会というの

を結成されました。そして先週の日曜日に私のところへ来られまして、ぜひとも民間臨調としてもうひとつブッシュしてほしい、細川首相と河野総裁のリーダーシップと決断によって何とかここで改革の実を上げてほしい、こういう御要望がございまして、私はその熱意に打たれたのであります。この二十一名の方々の会の設立趣意書を少し時間をいただきまして読み上げて御参考にお供したいと思いますが、こういうことを言っておられます。

我々は平成元年自民党の政治改革大綱決定以来、一貫してその理念の下に政治改革を成就させる為、私心を棄てて行動をしてきたところである。

しかしながらその改革案は、海部内閣においては審議未了廃案、宮沢内閣においては解散に伴い党分裂廃案、そして三度目にしてようやく参議院に送付され、現在審議の過程にある。この法案は先に我が党においても党議決定された小選挙区比例代表並立制を骨格とすること等その基本において我が党の政治改革大綱の理念に沿うものである。

我々は三度の失敗を許してはならないとの決意の下、参議院での議論や与野党の合意にむけた努力を経て、長年の懸案であるこの政治改革法案を成立させ、ひいては二十一世紀の日本を担い得る政党政治の確立を目指してここに決起するものである。

これだけ自民党さんなどの若い方々、特に二十一世紀の日本を背負う政治家の方が真剣に日本の将来のために政治改革が必要であるというところをお考え、真剣に行動を起こされようとしております。この際、どうかひとつ小異を捨てて大同につくという大局的な解決をこの国会においてぜひお願いをしたいと申したい。

現在、国民は深刻な不況の継続ということで暗い感じがあります。あるいは国際問題にいろいろ振り回されて暗い感じがありますが、政治改革も一体どうなっておるんだらうかというふうな意見

が大いにあります。

ここで政治改革というのは、とにかく六十何年続いてきた衆議院の中選挙区制という制度を変えて気分一新をするということがやはり景気の回復ということにも大いに役に立つのではないかと、そういうふうな重要な段階にあるということをお聞きいただきまして、ぜひとも私どもの願いをお聞き届けいただきたいというふうに思う次第でございます。

簡単でございますが、四つの御要望を申し上げます。まして私の意見陳述を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。(拍手)
○委員長(上野雄文君) どうもありがとうございます。

次に、右崎公述人にお願いたします。
○公述人(右崎正博君) 私は、都留文科大学で憲法を担当しています。右崎と申します。

本日は、こういう席で私見を述べさせていただきます。くことを大変光栄に存じております。しかしながら、私は、現在連立与党の提案に係っている政治改革四法案に対しては、いささか疑問を持つ、そういう立場から意見を述べさせていただきます。と思います。

もともと政治改革の課題は、たゞ重なる汚職、腐敗事件の反省を踏まえて、政治腐敗の根絶と政治資金の浄化を求める国民の世論にどうこたえるか、そういうものであったはずですが、それがいつの間にか衆議院選挙への小選挙区比例代表制の導入とか政党への多額の公費助成の問題に焦点が移しかえられてきました。このような方向での政治改革論議のあり方にも疑問を持っています。

昨年の九月五日の朝日新聞の世論調査によりまして、「政治改革の中で一番注目しているのは、どんなことですか」という問いに對しまして、政治資金の流れの透明化、企業・団体献金の禁止、選挙違反の連座制など罰則の強化、この三つを挙げた人が合わせて七二%に上ります。しかしながら、選挙制度の改革を挙げた人は一八%、政党への公費助成を挙げた人はわずか四%にとどまっています。

います。こういう世論の動向にもかかわらず選挙制度改革と政党公費助成の導入を図ろうとするのは、世論の期待を裏切るものではないでしょうか。

国民の期待に真剣にこたえようとするのであれば、政治腐敗の原因をきちんと解明し、再び汚職、腐敗行為が生じないような必要の手立てを尽くすことこそが国民から権力を付託され、国権の最高機関とされている国会が第一に取り組むべき課題であると考えます。

そのような課題にこたえるためには、政治腐敗の温床となってきたことがだれの目にも明らかである企業・団体献金の禁止を法律によって明確にすることを中心として、政治資金の透明性の確保、連行行為に対する罰則の強化などを含む政治資金規正法の徹底強化がまず必要だと思えます。あわせて、政治への信頼の確保を取り戻すために、政治資金の私的流用や公私混同を防止し政治倫理の確立に資するような政治倫理制度の確立と公人の資産公開制度の徹底が必要であるというふうに考えています。

ところが、ゼネコン汚職がこのように大きな広がりを見せ、大手建設会社の中核にまで摘発が及んでいるにもかかわらず、その真相を解明する努力が十分になされておらず、その真相を解明する努力の背後には違法な企業献金があり、それを可能にしている法制度上の不備が存在することは明らかですが、連立与党の政治改革法案では汚職、腐敗の温床となってきた企業・団体献金を依然として容認するなど必要な手だてが十分に講じられていないと思えます。

国会法に政治倫理に関する規定は設けられましたが、行為規範の定めは余りにも抽象的で実効を欠くものになってしまっています。政治倫理審査会も十分に機能するものにはなっていません。ロッキード事件以後、リクルート、佐川、共和、金丸事件など非常に不明朗な政治資金にまつわる事件が幾つも明るみに出ているわけですが、政治倫理審査会

は一度も開かれないうまま開店休業の状態が続いています。国会議員の資産公開法は確かに制定されましたが、提出された資産報告書を審査する十分な機関あるいは手続も備わっていません。重大な欠陥が残されていると思えます。

この際、政治資金規正法を強化し、政治倫理制度、資産公開制度を徹底し、現行法の不備を是正することこそ世論の期待にこたえることになるというふうに確信しております。

さて、連立与党の提案に係る政治改革法案の中心をなしている小選挙区比例代表並立制の問題点についてですが、その小選挙区比例代表並立制は、小選挙区選挙と比例代表選挙への議席配分に端的に見られますように、一選挙区で一人の議員だけを選出する小選挙区を中心とする選挙制度になっています。この小選挙区制のもとでは、一般的に見て投票の六割ないし七割が議席に結びつかないいわゆる死票になると言われており、民意を極端に反映しにくくなるという欠陥があります。この小選挙区比例代表並立制も、民意の集約の名のもとに大量の死票を生み出し、国民の多様な意見を排除して民意を切り捨てる選挙制度になりかねないのではないかという危機感を持っています。

日本国憲法では、前文で日本国民は正当に選挙された代表者を通じて行動すると宣言し、四十三条で国会の「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」と述べています。日本国憲法におけるこの国民代表の規定について、憲法学の通説ではそれが社会学的代表制を意味するものと解されてきています。社会学的代表制とは、国会は実在する民意を縮図的に反映するものでなければならぬ、そういう考え方です。国民代表の意味をそのようにとらえることによつて、国会は国権の最高機関であるという憲法四十一条の規定が生きてくるわけです。したがって、民意の反映というよりも民意の集約を第一義とする小選挙区制は、日本国憲法の国民代表の觀念に十分適合しないのではないかという疑問が残ります。小選挙区制導入の理由の一つとして、民意の集

約を通して政権の選択が可能となり強力な政府をつくることができるということが言われます。しかし、そのような主張に立ちますと、多様な民意の存在はそれ自身が政治の不安定要因とみなされることになり、むしろ、どうしても排除の対象とされてしまいます。それが民意集約論、政権選択論のもう一つの側面であると思うわけですが、このような主張が日本国憲法における国民代表の概念と接合しないこともまた明らかであると言っているのではないかと思います。

このような小選挙区制に伴う欠陥を補うためとされる比例代表選挙も、連立与党案によれば、直近の国政選挙で三割以上の票を得たか、あるいは一人六百万円の供託金を払って三十人以上の候補者を立てられる政党だけにしか候補者の擁立を認めず、しかも、選挙の結果、同じく三割以上の票を獲得しなければ議席の配分を受けられないとされているなど、小選挙区制の欠陥を補うどころか、それ自体が民意排除の仕組みになっているのではないかとこのように思っています。

現代社会においては、一般的に言いましても人々の価値観は次第に多様化する方向にあると言えます。このように民意が多様化する現代社会においてその多様な民意を反映しにくいような選挙制度をとるということは、現代の政治のあり方として非常に大きな欠陥を持っているというふうに言わなければならないと思います。

次に、政党への公費助成制度の導入についての問題ですが、六百十八億円から四百十四億円、そして三百九億円へと助成総額の変更にどのような根拠があるのか、納税者の一人としてもまず疑問があります。そのような助成額の算定根拠が明確でないとするならば、公費助成制度そのものの合理性を疑わなければならないと思います。また、その助成金の配分の基準が国会議員数と国政選挙での得票により、しかも国政選挙での得票率三割の受給要件を設定しているという点では、比較多数政党に極めて有利なものであって、少数政党を差別するものとして憲法十四条の法のもと

の平等の保障に抵触する疑いがあります。

このような助成制度は、既成の多数政党による政治の独占を招き、少数意見に支えられる小政党の政治への参加を阻害し、少数意見の国政への反映を妨げるおそれがあり、既存の政治勢力の分布を固定化し、かえって政治的変化を妨げる働きさえする可能性があるというふうに考えられます。

また、助成の基金の調達を国の一般財源に求めているという点では、納税者である国民が自己の支持しない政党に対しても献金を間接的に強制されることになり、憲法によって保障された国民の思想、言論、結社の自由、政党支持の自由に抵触する疑いがあると考えています。

この点に關しましては、政党助成を民主主義のコストであるという主張があります。確かに民主主義は素人による政治ですから、それを維持していくために相当な時間やコストがかかることは事実と言えます。その意味で、民主主義のコスト論に全く理由がないとは言えないと思います。しかし、民主主義の維持運営に必要な費用であればこそその費用の調達の方法や支出の方法が民主主義の原理にながうような仕方をとることが必要だというふうに思われます。そうでなければ、民主主義を維持し運営する費用が逆に民主主義の原理を破壊するものになりかねないと考えざるを得ず、アメリカでは、この基金の調達に際して、連邦所得税から一ドルないし二ドルをチェックオフするという方法がとられています。また、アメリカやドイツでは、政党の政治活動一般に対して助成するのではなくて、候補者の選挙活動に対して助成するという限定を持っています。さらに、アメリカの予備選挙段階の補助ではマッチングペイメントシステムというのをとって、候補者がみずから集めた個人寄附の額と同等額を補助するという方式をとっています。最近、ドイツでも政党が調達した資金額に応じて助成しようというペアシステムが提言されていると聞いています。

これらの方式は、個人の自発性を促し、政党の自主的な活力を引き出すという点で非常にすぐれているというふうに私は考えていますが、こういう方式をとらないで一般財源から三百九億円もの多額の助成金を政党の一般的な政治活動に助成するという方式はやや乱暴に過ぎるのではないかとこのように考えています。

以上のように、私は幾つかの点で現在提案されている政治改革法案に対しては疑問を持っているというところを申し上げて私の意見陳述を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。(拍手)
○委員長(上野雄文君) 以上で公述人各位の御意見の陳述は終わりました。それでは、これより公述人に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。
○鈴木貞敏君 私には自由民主党所属の鈴木貞敏と申します。

きょうは公述人の方、本当にありがとうございます。大変貴重な御意見を聞かせていただきました。ようやく中央公聴会ということで、衆議院は二日、そしてまた地方公聴会も二日と四日間やっただ、こういうことでございますが、参議院はきょう一日の中央公聴会というのはいまの段階でのスケジュール、こう聞いています。この中央公聴会においてはそれぞれの先生方の本当に貴重な御意見、まことにありがとうございます。

先ほど亀井先生からお話がありましたイタリアの例が、西のイタリアと東の日本ということであつたわけですが、けさの新聞を見ますと、イタリアも比例から小選挙に変えた、そして解散ということで三月選挙があるというふうな記事が載っております。この結果、果たしてどうなるのか、その反映と集約、そういった面を含めましてまた一つのケースになるんだろうな、こういうことで注目されるわけでございます。さらにまた、昨年の十二月でございますが、ロ

シアで総選挙がございました。あれは二百五十対二百五十、日本の今の政府案のような並立制である、こういうことを聞いておたわけでございますが、あの選挙の結果、ジリノフスキーというんですか、まことにファシストの右翼的人物が出て大変話題になっておるといふようなこと。

そんなことを考えまして、この選挙制度というのはなかなかお国柄お国柄それぞれ違うということ、そして我が日本においてもまさに日本の風土の中でこれをいかにいいものにしていくかということだろうと思うわけでございます。私も和魂漢才とか和魂洋才とか、そういう言葉を中学校時代習いながら一生懸命ヨーロッパの知識を詰め込むというところでございますが、この選挙制度は和魂和才で日本人になじんだ、風土になじんだ、そして守られる、そして民主主義を本当に完結したものにしていく、そういった制度でひとつありたい。

なおまた、今回のあれは衆議院が主体でございますが、衆議院の選挙はもうすべてにかかわっているわけでございます。まさに参議院選と裏腹の問題でもある、そしてまた地方政治にも大変なこれ全部及ぶということでございますから、我々受け取った参議院としては本当に初めてでございますので人ごとでない、やはり日本の将来の土俵づくり、あるいはまた地方政治、参議院を含めたそういう枠の中で真剣に考えていかなくちゃならぬ、こんな気持ちで日々の審議に臨んでおるといふような私個人の感懷でございます。

そういう中で、いろいろ御意見を伺いましたけれども、多岐にわたるそれぞれのお立場もあるわけでございますが、私は、公聴会という、国会法に基づいて、予算はもとよりでございますが、重要な項目については公聴会を開かなくちゃならぬというところでございますが、きょうたった一日の中央公聴会でございますが、亀井先生は衆議院の方でも公述人として出られたというふうに私理解いたしますけれども、それぞれきょう貴重な御意見を伺った先生方、この国会における公聴会のあり方ということについて、きょうお臨みになって

の御感想、そういったものを簡単に御三方にお伺いでできれば幸いです。

○公述人(加藤博久君) 公聴会につきましては法律上の規定もございますことは承知しておりますが、私は正直に言います、二十年ぐらい前に取材席におりましたという公聴会の取材もしたことございません。

今、初めてお招きいただきました、今度私の意見を述べる方の立場になった印象ですが、これから先生方から御質問をいただいて、率直に所信といたしますか考えているところをお話ししたいと思います。

公聴会というのは地方でもありますが、多くの人から意見を聞くというそれ自体は大変結構なこととございまして、できればそれは日数をたくさんとってやった方がいいと思うんですが、これもある程度限界があるのかなというふうに思います。やはり民主政治というのは多くの人の意見をくみ上げていただいて、そして議員の皆さんに御議論いただくということが一番いいわけでございますから、こういう制度は大変重要な制度であるというふうに認識しております。

○公述人(亀井正夫君) ただいま鈴木先生御指摘のように、私、衆議院の特別委員会でも公述人として意見を述べさせていただきました。

私が理解する限りにおいては、こういう大きな問題をやるには必ず中央と地方の公聴会をやつて、その後で国会議員の方々が決断をされるということとございまして、私もまああくまでも参考意見ということをお願いする立場にあるかと思ひます。実際の政治なり決断をされるのは諸公、先生でございます。そういう意味で、こういう機会に出て、衆議院の場合にもいろいろ質問をちょうだいいたしました。そうしますと、やはりそういう見方もあるのかなというところで私自身が大変な勉強になった次第でございますが、しかしその逆に、今度は我々民間の意見というものを、こういう意見があるんだということをおくみ取りいただきました、これは感情でございますが、な

るべくひとつ早速に御決断をいただきたい、そういうふうに思う次第でございます。

○公述人(右崎正博君) 私も基本的には同じように考えております。公聴会というのは代議制民主主義を補うある種の直接民主制的なシステムではないか、民主主義を生かしていくために非常に貴重な制度であるというふうに考えています。

しかしながら、公聴会で述べられた公述人の参考意見が結果として十分尊重されているかどうか、十分に組み入れられているかどうかという点については多少の疑問も持っています。といひますのは、例えば本日中央公聴会、明日地方公聴会、日程が設定された段階ですぐに最終的な委員会での議決、本会議での議決というように取り扱っていただいております。結論が先に出ていて、ただ体裁を整えるためにだけ公聴会を開いているのではないかと指摘も新聞などでなされていまして、そういうおしりを受けまいようにぜひ真剣に我々の意見をおくみ取りいただきたいというふうにお願ひ申し上げます。

○鈴木貞敏君 ありがとうございます。各先生方にそれぞれちよつとお伺ひしたいと思ひます。まず加藤公述人にお伺ひしたいんですが、マスコミでの変な重載にあらまされて、いろいろ記事をお書きになったり、いろいろされていると思うわけでございます。

きょうお話しの外になりますけれども、私も二回選挙の経験があるわけでございますが、あるいはそれぞれの各級の選挙において、新聞の選挙予想記事といひますか、これについては極めて大きな関心を持つわけでございます。筆先一つでこつちが優勢とすれば雪崩を打つたようにそつちへ行くんじゃないかと、いろいろのことも言われていくわけでございます。投票日の近くになれば新聞の文字一文字に神経を走らせる、こういうふうな実態があるわけでございます。そういう意味で、選挙制度を含めた政界の方向について深い関心、御知識のある先生の、その辺

の選挙予想報道、こういったものについてのひとつお考えをお伺ひしたいということでござい

ます。それから、亀井先生でございますが、もう大分前でございますが、連用制ということ亀井先生の民間政治臨調でございますか、発表されて、大変いろいろ話題になったところでござい

ます。私の記憶では、ハンディキャップ論的なあれで、大きな政党が小さい政党に譲つて、比例の方でひとつセーブしようというふうなことを含めて、あの際は三百対二百、いわゆる六、四というあれで、小選挙区は三百というものが極めてこれは重い意味があるというふうなことをあの当時見た記憶がござ

います。恐らく憲法論でいう一票の価値、いわゆる二対一以内というあの線からいけば三百という数字は譲れない数だと、非常に意味が重いんだというふうなことを、連用制の際は六対四、三百、二百というものであつたと思ひますが、その辺の件につきまして今回のあれでは、まあその数の問題、総数の問題を含めて配分の問題が大変その根幹部分とか言われているわけでございますが、連用制のあの当時の考え方からして、比例と小選挙区の配分のその辺の合理性といひますか、その辺をお伺ひできればありがたいと思ひます。

それから、右崎先生でございますが、外国の例も伺ひいたしました。私も大変外国の知識は浅いわけでございますけれども、アメリカでござい

ますが、アメリカは企業献金はもう法律で禁止されておる、こういうふうなことも聞くわけござ

います。また一面、政治活動委員会、PACでござい

ますが、PACとかその他のいろいろの、独立支出とか

なんともいふいろいろの各目、やっぱり企業はそれ

れぞれ自発的に金を集めて、それで選挙運動なりに支援しておる。実態は、事実上は、法律で禁止しておつても、やはり後で手当てできるようなシステムがちゃんとでき上がっているんじゃないか。非常に浅薄な私の知識でございますが、そんな

それから、個々の選挙区についての情勢調査につきましても、大きな見出しあるいは決定的な表現は使わず、つまり〇〇候補が独走とか楽勝とか、そういう表現は一切控えるということで自制しました。そういう報道の姿勢は今もって貫いておるつもりでございます。

それで、一つ言えますことは、中選挙区制というのは予測する上で非常に狂うことがございます。といまいますのは、複数定数でございますので、例えば態度保留者が都市部などでは五割ぐらいいる。つまり、投票日の大体一週間前、七、八日前にやりますので態度未定者がいます。この人たちがどう動くかで随分変わりますし、その態度未定者の動きによって当選ラインにある人が陣営が緩んで、下位にある陣営が非常に引き締まって追いつけるというようなことがございます。

そういう意味のアナウンスメントエフェクトというのがあることは事実でございます。昨年度の総選挙においても、アナウンスメントが有権者の投票に余り影響のないように紙面発表を一日でも前にしろと私は言いました。それで影響が少ないうように。つまり、一度自民党の政治改革の先生方が新聞協会へ来られまして、直前の新聞報道というのは非常に影響が大きいということを申し入れられたこともございまして、そういうこともございまして、そういう影響力を少しでも減らすとか、そういう決定的な表現を使うとか、そういう自制はしております。

逆に、今度は小選挙区で定数一、そういう形になります。知事選とか市長選の場合においては私の記憶する限りにおいては読売新聞の予測が狂ったことはございません。定数一というのは、バンドワゴンエフェクト、つまり勝ち馬乗りというのが働きました。中選挙区に見られるようなアンダードッグエフェクト、つまり判官びいき、こういう効果が出ていくんですね。ですから、定数一の場合は狂ったことがございませんし、比例選の場合も大政党支持率とバラレルに出る、それほど調査自体の精度は高まっているというふう

思います。責任の大きさは自覚しながら、自制しながら報道していきたいと思っております。

○公述人(亀井正夫君) 選挙制度は、世界的に大別いたしますと比例代表制と小選挙区制というふうな大体大きく分かれるかと存じますが、私ども考えましたのは、この中選挙区制というのが大正十四年以来七十年近くやって大変な制度疲労を来してしまつたのではないだろうか。どんないい制度でも長年やっておきますとむしろいろいろ弊害が出てくるということで、昨年の十一月に政治臨調といたしまして国民集会をやりました。国会議員の方にも多数御出席をいただきました。二百人近い国会議員の方が中選挙区廃止宣言ということに署名をされました。

そこで、中選挙区をやめて、そして新しい制度に変えようという機運はできたということでありまして、当時の与党である自民党さんの案では小選挙区制一本という案でございました。それから、野党の連合の案は大体が併用制といいますが、ドイツの制度のような、これは言葉をかえまして実際は比例代表のような制度を出されてきたんです。

それで、昨年の春ごろに、どちらかが譲らないということでもこれでは進まないというので、我々民間臨調で考えました。

中選挙区制をやめようということは与野党とも一致をしておられる。しかもやめるについて新しい小選挙区制を導入しようということでも一致をされておる。ただ、野党の方は比例代表制をそれにつけ加えて、これはファイフティ・ファイフティの案だつたと思ひますが、出しておられる。自民党さんの方は小選挙区だけ一本ということでありまして、小選挙区を導入するというところで一致されておるけれども、比例代表を加味するかどうかという点で不一致の点がある。そこで、ここで何とか妥協ができないかということの知恵を、専門家の方々の意見を聞きまして、小選挙区にプラス連用的な比例代表制。比例代表につき

ましては、小選挙区で票に勝つたところは比例代表の方ではある程度譲つてあげて、弱い政党の方にプラスになる、こういう制度はどうだろうか。これは何も思ひつきではございませんで、イギリスで小選挙区制を議論されて研究したとき、ハンス・サード委員会というのでこういうふうなアディショナル・メンバー・システムというものを一つの案として公表されたのもありまして、そういうものを参考に、これで何とかお話し合いができませんかという提言をしたわけでございまして、あの連用制そのものをどうということではございせんが、ただ、それがたまたまきつかけになりまして、野党の方が連用制の修正案を、しかし自民党さんは最後まで小選挙区制を譲らずということ、結局、不信案、解散と、こういう我々予想もしない結果になつたということでございます。

そこで、私どもといたしまして、選挙制度というのは、一つは、さつきも言いましたが、小選挙区では死に票があるじゃないか。逆に言えば、今度には政権交代の可能性がある。しかも、狭い範囲から選びますから、監視もきいて腐敗も起こしにくい、いろいろ長所もございまして、そういう意味で、私どもは選挙制度審議会で議論をしまして、それも、大体が小選挙区制を中心にしたしまして、それにこれだけ価値観多様化の社会においては、そういう少数意見の反映ということで比例代表制を加味したらどうかということで、六対四、こういう案に選挙制度審議会の結論はなりまして、海部内閣の法案はそうなつておつたと思ひます。

ただ、今回、前の野党の方が八党派の連立政権になられまして、いろいろその派の中での集合意見を見ると、二百五十、二百五十ということを出しておられますが、私個人の考え方としては、やはり小選挙区というものを重点に置いて、そして比例代表制である程度民意の反映というものを加味するというシステムがいいということと考えております。

ございましたけれども、与党案としては、その二百五十から一割譲るといふところまできて、何とか妥協の道ということに現状はなつておるといふうに私どもは理解しておりますが、何とかその辺の数字の問題もお話し合いで解決の道がないかというのを希望しております。

以上でございます。

○公述人(右崎正博君) アメリカでの企業献金の扱いについての御質問でした。アメリカでは、一九〇七年に企業献金が禁止されて今日に至つています。一九四七年になりましてから、労組による寄附も禁止され、今日では企業、労組の献金とも全面的に許されていないということ。そのほか、日本と同じように質的な規制、量的な規制を置いています。

例えば、外国の企業あるいは外国人から選挙資金の寄附を受けてはいけぬ、これは質的な規制ということになります。そのほか、選挙ごとにあつては一年中に個人や政治活動委員会やその他の団体が寄附できる上限額というのが定められていくわけ。アメリカの場合、非常にこれが実効的であるといふのは、大変厳しい罰則を設けておりまして、法律に違反する違法献金がなされた場合、それをした者も受け取つた側もまた選挙資金の報告書に虚偽の記載等をした場合も同じ罰則が規定されていますが、いずれも一年以下の禁錮または違法献金額の三倍という限度、三〇〇%という限度を罰金として科しています。

ですから、例えば五億円の違法献金を受け取つて、それを親しい政治家に渡して、しかも政治資金として報告を怠つたということになりますと、三つの違反行為が重なりまして最高禁錮三年以下、罰金にしますと四十五億円以下というふうになつていくわけ。ですから、違反を承知で違法な献金が授受されるということは政治家にとっては大変なリスクを伴うということ。それが違法献金の授受に非常に実効的な意味を持つていくというふうに思っています。

それから、PACや独立支出の問題ですが、P

ACCといふのは個別分離基金あるいは政治活動委員会という名前と呼ばれているもので、企業であつても労働組であつても、企業や労働組とは別にACCを組織すればそれを通して寄附をすることが認められているというので、これは形を変えた企業献金ではないか、労働組献金ではないかといふ言はれるわけだ。

当初、一九七一年の法律によつて個別分離基金、つまりACCの存立が認められたわけですが、当初はそういう実態も存在したようです。しかし、その後ACCの活動に対してはかなり厳しい規制がなされるようになってきています。今日ではACCが寄附を集める集め方、支出する場合の支出の仕方等々かなり厳しい制限が設けられていますので、企業の会計からそのまゝACCを通して献金がなされるということはありません。あくまでACCを支える個人の自発的な寄附によつていくということなんです。

ですから、例えば会社の役員とか管理者あるいは株主等が主体になつて会社の名前をつけたACCを設立することはできません。しかし、その寄附を集める場合に役員や株主及びその家族に対しては寄附を呼びかけることができますが、一般の従業員に対して寄附を呼びかけることは非常に制限されています。

かつては寄附をするのと引きかえに特別の手当を出してそれで補てんをした、事実上個人献金を企業が肩がわりしたというような事実もあつたようですが、今日ではそのような形をとりますと、それは個人の所得とみなされます。課税の対象になりますから、そのようなやり方は抜け穴としてふさがれているというふうに理解されています。それから、個人の自発的な寄附とみなされますから、一回の選挙について寄附できる制限額、一年間に寄附できる寄附の上限額というものに当然服することになります。

また、実はACCは一つの企業に幾つも設立することは禁止されていません。しかし、同じ企業が幾つものACCを設立した場合には、それらは

すべて一つの組織とみなされて、それを通して行われる寄附等については合算して量的な規制に服するといふ形をとつていますので、この点でも抜け道はかなりふさがれているのではないかとはいふに考えています。

それから最後に、独立支出についてなんですが、独立支出は候補者とながらない限り寄附とはみなされませんので、何人にも許されています。一九七四年のウォーターゲート事件の後、選挙法改正の中でそれを制限する規定がつくられたわけですが、すぐ違憲訴訟が提起されて、憲法違反であるという判決が連邦最高裁によつて下つています。七六年の判決ですが、その判決を受けて連邦議会はその制限を取り除きました。しかし、その性格上候補者とながらない形で支出ができません。政党とか候補者を支援するためのACC、それから企業や労働組等には独立支出は認められていません。独立支出は個人の言論の自由の問題としてみなされていますので規制はされていません。

○鈴木貞敏君 ありがとうございます。

今、アメリカのあれで大変御丁寧なお答えをいただいたわけですが、この企業献金、個人献金、いろいろの考え方があつたわけですが、今のアメリカの例、私は、ACCといふもので事実上カバーできて、献金が法律で禁止されておるといふながら、それは事実上いろいろちゃんと手当てができていくのじゃないか、こういう趣旨で結論だけ聞きたいような気持ちだったわけですが、

加藤先生、亀井先生、いかがでしょうか、個人献金に依存するといふことが、日本の風土で果たしてこれ永続性あるいはそれでもつかといふことを私は率直に実は心配する者の一人でございます。企業も社会的存在だといふ最高裁の判断その他は別として今の政治不信はこれは解決して政治に信頼を持たぬといけません。たとえ政治に信頼を持つような状況になつたとしても、個人に相当数を依存するといふのはなかなかこれどうなんだらう。これは投票率が低いとかあるいは政治

参加意識とかいろいろの問題があれなんです。今度個人には企業献金アウト、地方政治家、無所属その他も政党からも流れない、これを何とかせぬといふかぬと、いろいろの議論があるわけですが、その辺簡単に加藤先生、亀井先生お二人、個人・企業献金についてのあれについてそれぞれのお立場でちよつと簡単にお願いいたします。

○公述人(亀井正夫君) 政治献金について、これ現実を考えると、国民の政治に対する意識というものが本当にまだ生育していない状態にもあるんじゃないか。甚だ失礼な言い方でございますけれども、国民は国会の先生という大学の入学の世話をしてくれる人とか、就職の世話をしてくれる人とか、交通違反のもらい下げをしてくれる、何かそういうことであつて、国会議員がこれだけ努力せぬでも我々がコントリビュートしようという気分というのは、残念ながらまだそこまで日本の民主政治というものが熟成されていないんじゃないか。

そして、反面、議会制民主主義という制度においては、やはりどうしてもコストといふものはかかるわけでございます。これをどういふふうに分担していくかといふことで、今回は公的助成、これも反対論はございますけれども、私はよくぞこういう案が出てきたといふふうに思います。国民がダイレクトに出せないなら、税の中から間接的にでも国会議員の活動のために政党の活動のためにコントリビュートする。

そして、企業・団体献金といふものは、これは頭から悪といふものではなくて、やはり悪用されるから悪であつて、議会制民主主義を社会的存在として企業とかあるいは労働組合と団体が正しい意味の民主政治の活動のためにある程度のコントリビュートをするといふことは、その清潔であり、しかもガラス張りであり、公開正大であるといふ担保制度がある限り、私は認めていいのではないかと。そして、時間はかかりますけれども、本当に国民の民主政治といふものに対する成熟を

待つというのが私は正当な考え方ではないかといふふうに思つております。

○公述人(加藤博久君) 簡単に申し上げます。亀井先生と大体同じ考え方でございます。本来、やっぱり政党選挙という政党本位の選挙が進めば、政権交代もしばしば行われれば、個人も政治、政党に関心がふえまして、個人から浄財を出そうという気持ちが高まってくると思つて、今はそういう状況ではない。ですから、この新しい制度が入つて、少なくとも身近な小選挙区でそういう関心が高まれば個人献金といふものも少しはふえていくだろう、しかしかなり時間はかかるということが一つ。

もう一つは、企業献金については、透明性を保つた上で非常に限定をして、公開基準も低くして、そして代議士、参議院議員を育てようじゃないかという道を残しておく方がいいのではないかとはいふに思います。

○鈴木貞敏君 いろいろお伺いしたいことはあるわけですが、時間もあれでございますが、時間の限りひとつ伺ひたいします。

両院制度、私の理解では、当時の占領軍は一院制でいい。日本人は教育も高いし、同一民族的な国であるし、二院制は必要でないといふのを、日本人のインシアで何としてもこれは二院制にしてくれといふことで、四十二条のあつた非常に大ざっぱな規定でございますが、二院制になった。そこで、いろいろな運用の問題あるいはそれぞれの院の原理の問題、役割の問題、これがきょうもいろいろ御意見があつたわけでございますが、そういう中で、並立制といふものを前提にした場合、参議院選挙制度といふのは一体どんなイメージでどんなものがあるのか。一言でお三方の先生の、参議院選挙制度はこうであつたらいいといふお考えがあればひとつ。

それからもう一点は、こういうことで衆議院が政党中心、政策中心になります。そうなりますと、地方は今ほとんど首長を初め市町村議会議員は無所属、まあ県議員は大分無所属でない党籍の

ある人が多いですが、無所属の傾向が非常に多いわけですが、果たして衆議院の政党本位、政策本位の政治から、地方の政治というものはより政党化するのが好ましいのか、あるいは今のこの無所属の傾向というものを是認していくのか、その辺の結論的なお考えをお三方からお伺いできれば幸いです。

○委員長(上野雄文君) まことに恐れ入りますが、三分の残りなものですから、恐縮でございます。

○公述人(加藤博久君) 参議院は、私は有識者の全国単位の比例一本ではないのか。総定数は減らしていただきたい。それから、権能をやはり与えるべきだ。つまり、現状を変えるべきだ。外交案件、人事承認案件などは参議院先議にすべきだ。予算案は衆議院がもちろんです。権能を変えるべきだというふうに思います。

地方の議員の選挙については、私は、政令指定都市ぐらいのレベルまでは政党化が現状ではかなり進んでおりますが、一般市長以下のところでは無所属が多くなるのはやむを得ないです。ですから、その辺の資金手当てというものを考えてやらなきゃいけないのではないかとこのことを冒頭申し上げました。

以上です。

○公述人(亀井正夫君) 簡単にお答えいたします。参議院は良識の府ということが憲法上の地位であらうと思いますが、そういう意味で衆議院のいろいろお決めたことに対して均衡、補完、抑制という大きな機能を果たされる。そういう意味で、私どもの民間臨調で立てた案は、アメリカの上院のような格好がどうかという案でございます。

そうすると、端的に言いますと、これはショッキングになりますけれども、一都道府県二人ずつ。そうすると九十四人になりますね。そうすると、今の二百五十二人からの差のその費用というものは、何も国庫没収ではなくて、参議院の高い職責

を充てんするために秘書を思い切つて拡充をする、あるいは政策調査費をやる、あるいは議員会館も大いに立派にして権威を高めるということがいいのではないかとというのが我々臨調の案でございます。

それから、地方政治につきましては、現在の政党化というのは、中央集権というのとは日本がぐいすぐい強い国はないわけで、これは地方分権が進んでいまして、地域住民の政治というのは地方が中心になってやっていくということになった場合には、中央と地方の政党の関係というのはこれから変わっていくのではないかと、こういうふう考えております。

○公述人(右崎正博君) 私は結論だけ申し上げさせていただきますが、参議院には衆議院と違う役割があるはずだというふうに考えています。数の政治ではない良識によるチェックということが期待されていると思います。

問題なのは、どういふふうに参加を構成したらそういう役割が果たされるかということになろうかと思いますが、今、衆議院での選挙制度改革がこれだけ議論されているから、参議院の選挙制度のあり方についてはほとんど準備がなされている、その点は大変大きな問題として残るのではないかと思います。

それから、地方の政治のあり方についてですが、地方は中央とは違った独自の政治のあり方があってよろしいというふうに考えますから、例えば、ある地方でだけ活動する政党のような存在も十分に認められ得るのではないかと、その方が地方分権が一層進む、そういう地方政党の活動を中央の政治がつぶすような政治の改革のあり方は望ましくないとこのように思っています。

○鈴木貞敏君 どうもありがとうございます。

○委員長(上野雄文君) どうも時間制限して済みません。

○川橋幸子君 お三人の公述人の方から貴重な御意見を披露していただきまして大変ありがとうございます。

ございます。順次、私なりにわからないところ、あるいは御意見を伺わさせていただきたいと思っております。ちなみに私は社会党の比例区の議員でございます。

まず、加藤公述人にお伺いさせていただきたいと思っております。

読売新聞の論説委員長でいらつしやると伺っております。そこで、きょうの読売の論説でございますが、「政治改革」先送りには許されぬ、という見出しで、わかりやすく納得できる論説をお書きいただいております。御本人がお書きでいらつしやるのかどうかちょっと存じ上げませんけれども、社の論説としてはこれを支持していらつしやると伺っております。

お三人の御意見を伺つてまず私最初に感じましたことは、あらかじめこれを拝見していたこともありまして、加藤公述人と亀井公述人、お二人の論旨が、異口同音と言つたらちよつと言ひ過ぎでございます。今、論点が非常に似ていらつしやると。とにかく今回決着をつけてほしい、どうしてならば、内外の山積する課題があつて、それに日本が対応していかなければならないからと、こういうことを御主張くださったわけでございます。

そこで、まず最初に加藤公述人、亀井公述人、両方似たようなことをお聞きすることになるかわかりませんが、最初に加藤公述人にお伺いしたいことは、もし今回この政治改革が流れた場合の影響、影響と申しましてもさまざまな影響があるかと思ひますが、政治担当の記者を長くおやりになられました政治問題にお詳しいそのお立場から、政局への影響というものをどんなふうにお考えになつていらつしやるかお教えいただきたいと思ひます。

○公述人(加藤博久君) 冒頭に申し上げましたように、このチャンスは再び近い将来に来ないんじゃないかというふうなことが一点。それから、いろいろな記事の面でも報道されておりますが、仮に二十九日までで成立できなかった場合には、解散その他というような政治的な混乱のおそれがある。

実は、私どものところのけさの社説の論議の際にも、解散などという事態になった場合に、こういう景気情勢の中で一カ月以上の空白ができるということは大変国民にとって不幸なことになるという議論をしました。そして、景気対策も政治改革も、同時に二兎を追つてやってくれという社説もしばらく前に書きました。

それから、常に政治改革法案を国会で成立させてほしいという一貫した主張をしているんですが、この情勢の現状の中で、つまりタイムリミットも迫つております。景気情勢は一日一日が深刻です、そういう中で、先ほど申し上げましたようにこれが壁になつていくということは大変残念だ、かといつて政治空白を起こすことも、これはもしそうなつたら我々は徹底的に批判するつもりでおるわけです。そういうことでこの際決着をつけていただきたいということでございます。

○川橋幸子君 亀井公述人に移ります前に、もう少し加藤公述人の方に重ねてお伺いしたいと思ひます。

そこで、きょうの論説でございますけれども、「各党・会派に自制と責任ある対応が迫られているが、この際、とくに自民党と社会党に重ねて注文しておきたい」というふうにかかれていたわけでございます。先ほど亀井公述人の方は自民党の方をお願いしたいということでも先にもうお述べいただいておりますが、自民党推薦の公述人ではないことでもございまして、自民党におつしやりたいこと、それから社会党にも言われたいこととフェアではないと思ひますので、私は社会党でございますが、社会党あるいはその他の会派でも結構でございますけれども、フェアな立場でどうぞ言いたいことを存分におつしやっていただければと思ひます。

○公述人(加藤博久君) 率直に申し上げまして、両党の党内情勢の問題があるからでございます。これは余りここで申し上げると差しさわりのあるので申し上げませんが、いろいろ両論がある、賛

否その他いろいろ議論があることは承知してしま
して、それはあることは当然なんでもござい
ますが、この際やはり特に自民党の場合は、先
ほど亀井先生もお触れになりました平成元年
の政治改革大綱、私もよく読みましたが、こ
こに明確な目標が掲げられておりまして、社
会党も連立与党に入られたときにこれを使命
として連立に参加される、この政治改革法を
成立させることですね、というふうに伺って
いますので注文をつけたわけでございます。

○川橋幸子君 それでは、お待たせいたしま
した。亀井公述人の方にお伺いいたします。

先ほど、不成立の場合、本日に今世紀中再
び課題とするような気力が出るのかどうか、二
十一世紀は暗くなるんじゃないかというよう
なことをおっしゃっていただきましたけれども、
少し前の雑誌でございましたように、政治改革
が実現しなければ地獄の底を見ると。後藤田
先生は地獄の底を見たとおっしゃったわけ
でございますけれども、亀井公述人の方はそ
れに加えて地獄の底を見たとおっしゃるわけ
でございますけれども、そこらあたりをもう少
しお聞きかせたいというところが一点です。
不成立の場合には地獄の底をとっしやる
ほどの、その憂えていらっしやるお気持ち
をもう少し伺いたいというところが一点です。

それからもう一点の方は、先ほど自民党に
いうことをおっしゃっていただきましたけれど
も、私も推薦申し上げておいていただきました
当の本人でございますけれども、社会党の方
にもぜひこれはフェアな立場でどうぞおっし
やりたいことがありましたらおっしやっていた
きたいと思います。

○公述人(亀井正夫君) お答えいたします。

地獄の底を見たいというのは、これは後藤
田先生と私が政治改革でいろいろやってお
りまして、後藤田先生の言葉がある講演の
場で使わせていただいたわけでございます。
その意味は、先ほど申し上げましたけれど

まず第一にここで政治改革というのが五年、
六年かかってできないというところは国際
的な日本の政治のクレディビリティという
ものが非常に低下すると。これは大変な日
本の損失ではないかということ。

第二には、国民が政治に対する不信感
がどんどん高まっていく。先般の衆議院選
挙においても候補者の方はみんな政治改革
をやりますという公約を公表されて出てこ
られた。それがいろいろな事情でできない
という状況で、不信の現象というものが端
的にあらわれておられます。投票率がどん
どん低下していくということですね。投票
率がどんどん低下していくということは、議
会制民主主義の非常な危機でございます。
悪い場合を想定すると、例えばファッショ
的な人間が出てくるとか、いろいろなとん
でもない政治形態というものが現出する
可能性があるんじゃないか。

第三には経済の問題でございます。これは
昨年から不況の深刻化ということで、自
民党政府あるいは細川政府において景気対
策として合計して三回、三千兆ぐらいの
特別の予算を景気対策で組まれましたけれ
ども、その実効がほとんど出ない。わす
れずに住宅建設の分野が伸びておる程度
で、あとは金の金というものが全然経済界
あるいは経済活性化に流れてない。蛇口が
皆閉まつておるという状況であります。こ
れはやはりいかなる国においても本
当に国民なり経済界が政治を信頼しない
限りにおいては経済の活性化というのは望
まれな。そういう意味で、いろいろな観点
から大変な国民の不幸が二十一世紀には
来るんじゃないか。こういう危機が地獄と
いう意味でございます。

○川橋幸子君 社会党への御注文はよろし
うございますか。

○公述人(亀井正夫君) 大変失礼いたしま
した。それでは、社会党さんは今度は戦
後初めて、初めてじゃない、一度片山内閣
ございましたが、政権の座につかれて責任
政党になられたわけでございます。仄聞す
るところによりますと、中で社

会党の大きな方針への造反分子もあるとい
うことですが、一つの政党というのは政治
信念あるいは政権構想というものを一に
された方の同志の結集であるというふう
に思います。こういう大きな制度の問題に
ついては、やはり党として完全に意見を
まとめて、ここで政治改革を実現してい
たいということを社会党さんに要望したい
と思います。

○川橋幸子君 社会党の問題、私も十分自
覚して委員長以下当たっております。ちよ
つとPRになるかもわかりませんが、当
たり前のことと言えども、さきの党大会
で今回の政治改革四法案を上げるとい
う党としての議決をしておりますので、そ
のところはぜひ御理解いただきたいと思
います。

そこで、右崎先生にお尋ねしたいので
ございますが、今のお二人の公述人の御
意見は、言葉はお違ひになりましたも、二
十一世紀にいかないうちに今のうちに日
本のあり方、将来を決着しなければい
けない、そのための政治改革なんだ、こ
ういう御意見が強くあると思いますが、こ
の点についてはいかがでございませうか。

○公述人(右崎正博君) 確かにそのと
おりだと思います。しかし、政治改革と
して今何が一番必要であるか。国際的な
信用を落としておる最大原因は、こんな
にも汚職、腐敗がはびこっているとい
う、そういう事実ではないでしょうか。そ
の点を十分に踏まえる必要があると思
います。

○川橋幸子君 それでは、もう一点統
けて右崎先生にお尋ねしたいと思いま
す。今回、四法案の中で、特に腐敗防止
あるいは政治資金関連と言われるところ
はかなり踏み込んだ改正を行ってある政
府案であるわけでございます。連座制の
強化ですとかあるいは公選権の停止等
の部分につきましては、先進国の中でも
むしろ厳しい水準に属する、こういう
ふうな評価があるわけでございますけれ
ども、そのところは御同意いただけま
せんでしょうか。

○公述人(右崎正博君) その点につ
いては一定の評価をしております。しか
し、先ほどアメリカの政治資金の違法な
授受について罰則の例を紹介しま
したが、それに比べるとお緩やかではな
いというふうに考えています。

○川橋幸子君 全体として、右崎公
述人からもその点、腐敗防止の関連につ
きましては一定の評価をしていて、そ
ういう御意見をちょうだいいたしま
して、大変強いと思いますか、心配がな
くなったところでございます。

さて、もう一回、加藤公述人と亀井
公述人のお話を戻させていただきます。お
二人とも先ほど、妥協できるところは妥
協した方がよい、修正すべきはした方が
よいというふうにおっしゃってくださ
いました。

そこで、亀井公述人の方は、とにかくこ
ろで決着をつける、今会期中に成立を
する、むしろ修正があったら通常国会で
また話し合いをやらうか、というお話
でございましたけれども、一方、加藤公
述人の方にはお伺いしたいと思
うのでございますけれども、読者の論議
の中でも、後ろの方で書かれておる点で
ございますが、「不十分な点は、法案を成
立させた後、次期通常国会などの場で協
議を続けたい」と、こども期せずして同
じ御意見のように思われました。

亀井公述人、加藤公述人の順番で、そ
の点少しまた敷衍していただけたらどう
でしょうか。話したいと思いま
す。

○公述人(亀井正夫君) 今、新聞に
報ぜられるところでありまして、例え
ば小選挙区と比例代表の議員の定数の
配分の問題、あるいは比例代表のプ
ロック制をとるかどうか、それから政
治資金についての企業・団体献金の取
扱い、また三三三阻止条項の修正、あ
るいは戸別訪問の問題とか、数点ある
ようでございます。

トップの方がリーダーシップをとって腹と腹を割って、例としてはおかしいが、勝海舟と西郷隆盛がやられたように腹を割ってここで解決をする。そして、大事なものは、小さい部分はごさいますけれども、今までの制度から新しい制度に変わるといふ、大きな政治をやるといふことが今の日本に一番大事ではないか、こういうふうにごさいまいます。

○公述人(加藤博久君) 連立与党と自民党の間の意見の差はかなり縮まっているという印象を私は持っているんです。ですから、二十九日までまだ時間がありますので、修正問題を話し合っていたきたい。

ただ、その基本部分とかこういうことになってくるとまたいろいろ議論が大きくなる、そういうおそれもある。それで、ただ問題は、客観的な今の現状をいたしまして、修正すれば衆議院に戻してまたということになって、その議決は三分の二とかいろいろありますので、そうするとそれほど時間の余裕もない。徹底的に議論するのはいいんですが、成立させるという約束があつて修正をする、これは衆議院の方も含めてやるならばいいけれども、そういうしているうちに時間がなくなるといふこともあるので、私どものところの社説は、やむを得ない場合は一たん成立させて衆議院の方でさらに詰めるということも次国会であり得ていいんじゃないかという趣旨で申し上げたわけなんです。

○川橋幸子君 本望に望ましくは与野党がこの審議を通じて円満に妥協の道を探ればよろしいかと思ひますけれども、胸突き八丁と亀井公述人おっしゃってくださいましたけれども、それぞれ立場がありということになりますと、この際はリーダーの問題ということもあるのかもわかりません。私も委員の間では、この委員会の場にいらっしゃるの皆さんに出てくる前線の兵隊だと、後ろの大將にもしっかりしてほしい、後ろなのではないか上なのではないか、そういう気持ちがあるわけでごさいますが、ぜひ今国会中の法案成立を

御支持、御協力を重ねてお願い申し上げたいと思ひます。

さて、そこで、今は選挙制度改革、衆議院のだけでごさいます。選挙制度改革なり、それから腐敗防止関係、政治資金、政党助成ということでごさいますけれども、政治改革の全貌、全体像といふのは一体本当はどのくらい広いものなのでごさいましようか。先ほどの鈴木貞敏先生の方からも衆参の整合性ある選挙制度という問題も出ましたし、地方の問題も出ましたし、あるいはもつとほかに国会改革等々広がりを持つものではないかと思ひうけでごさいますが、亀井公述人の方から先にお伺いしてよろしゅうございましてどうか、政治改革の全体像というものをひとつお伺いしたいと思ひます。

○公述人(亀井正夫君) 私ども民間臨調をいたしましては、一年以上日本の政治の改革の問題について、労働組合、経済界、そして学識経験者の方と議論をいたしまして、去年の春には日本変革のビジョンというところで政治臨調の構想を出しました。その観点では、衆議院の改革というのは日本の政治の改革の出発点であるという位置づけでごさいます。衆議院の改革をやつて、次には参議院の制度の改革が必要である。あわせて国会の改革と。

現在の国会というものが本当の意味の双方向のディベートというものがやられてない。英国の国会のごとく与野党の本当の討論の生きた場、そして国民に対する政治の情報の発信機能をもつと拡充する。例えばアメリカのC-SPANというのをやるとか、あるいは官報一つ、これは一年契約でないと手に入らないとか、そういう情報発信機能をもつと活性化するというふうには、本当の近代政治の姿に変えて、そして最後の段階は、中央集権から地方分権へとということ、思い切った中央政府のやる仕事と地方政府のやる仕事を本来のありべき近代国家の姿に変える。

ぜひとも二十一世紀の初頭までにそういうふうな改革をしたいというのが我々の考え方でござい

ます。

○公述人(加藤博久君) 私もやはり衆議院の選挙制度改革が政治改革のど真ん中にあるというふうに思ひます。

といひますのは、昨年政権交代があつたわけなんです、三十八年ぶりでごさいます。政権交代があるような政治の活性化というのがすべての出発点。国民の意識もそれによつて変わつてくる。先ほども申し上げましたように、もちろん参議院の制度とか権能とかも検討されるべきです、国会改革というののもう既に少しづつ変わつてきておりますが、基本的に変えるべきである。そして、そうすることが、例えば政界と官界の問題、財界の問題、企業との関係、政官財、鉄のトライアングルということも盛んに今度のゼネコン汚職をめぐつて言われました。それは地方政治にも関係はございまして。そういうところももちろん変えていかなくやいけません。基本にあるのは、やはり私は第一院である衆議院の選挙制度改革であるというふうにごさいます。

○川橋幸子君 本望にまだやらなければいけない政治改革、次に課題も待っているわけでごさいますけれども、そういう意味からしまして、全体を待つてというのじゃなくて、まずは衆議院の選挙制度改革からいひますか、もちろん腐敗防止を含めてございまして、そういうお気持ちがお強い、そういうふうな受け取らせていただいたところでございまして。お間違ひございせんすね。ありがとうございます。

そこで、残り時間少ないのですが、ちよつと観点を交えて女性の問題についてお尋ねさせていただきます。

数少ない女性議員でございまして、私は質問の機会をいただきますと、必ず女性の問題を私の使命かなと思つて言わせていただいておりますわけでごさいます。

す、政治に女性が政治家として議員として参加するといふこの道はなかなか険しいものがあると思つておりまして、そういうことが懸念されるのではないかと思ひます。

しかし、前回の総括質問、残念ながら自民党の方にはまだ空席でいらつしやるときに質問させていただいたのですが、何を質問したかといひますと、それは制度上の問題というよりも各政党の運動論上の問題ではないか、そうした選挙制度の中に女性の候補者をどれだけ各政党が積極的に立てていくか、そうした政党の運動論上の問題ではないかといふことをお尋ねしまして、七党でございまして、どうでしょうか、党首及び党首格の方々から積極的に努力するといふ大変いい言葉を聞いたところなんです。

そうした女性の参加の問題につきまして、ぜひこれは後で右崎先生にも聞きたいと思ひますので、どちらからでも、お二人の方からお答えいただきたいと思ひます。

○公述人(加藤博久君) 候補者に女性を何人、何割といふことでごさいましようか。

○川橋幸子君 そうでございまして。

○公述人(加藤博久君) それは、私は逆差別になるんじゃないかと思ひます。やはりそれは男性でも女性でも力のある方、あるいは政党に支持されている方、地域で非常にお仕事をなさつていて評価の高い方が出てこられればいいんであつて、それは余り御心配にならなくても、社会党さん自身がもう相当女性を衆議院の方では出されておりますし、今や二権の長が女性ですし閣僚にも三人おられますが、大変時代が変わつておりますので、余り御心配にならなくてもいいんじゃないかと思ひます。

○公述人(亀井正夫君) いろいろマスコミあたりでは小選挙区になると女性が出にくいといふ、これは私は全く反対ではないかといふことを言つておるわけなんです。

小選挙区といひますと、今度の例えば三百とか二百七十四というようなことだと、四十数万人

に一人選ぶという格好になるわけです。選挙民というのは、その中で男性と女性半々なんです。そうすると、むしろ女性の方々が結束して我々の地区から選ばらうという方を選ばうじゃないかと、これは女性の力というのは私は強いと思うんです。ですから、小選挙区になった女性が出てくるというのはいまの小選挙区をつぶすための案なんであって、私は公平に考えれば、むしろ女性が出やすくなる制度ではないか、一にかかつて女性の方々の御努力、団結によるというふうに思っております。

○公述人(右崎正博君) 私はむしろ逆の結果が生まれるのではないかとこのように心配をします。

小選挙区制というのは、先ほどからもいろいろな方々からお話がありましたが、政党を中心にするというものです。しかも、政党の中核部に権力が集中するような結果を生むのではないかと。そうしますと、だれを候補者にするかというのは、有権者の意向よりもむしろ政党の意向によって決まってしまうんです。これは制度的な問題ではない、その政党の中の問題だということが言えるかもしれないませんが、結果としては明らかに女性たちにとつては代表を送りにくくなる、そういう懸念を持っています。

○川橋幸子君 ようやく右崎先生と意見が一致したところがあるような気がいたしました。

確かに、個人本位の選挙に比べると、お金がないあるいは地盤がない、あるいは今までの何か受け継ぐものがなくても政党本位の選挙になれば新人が出やすくなる、したがって女性も出やすくなる。これも一理あるかと思えますけれども、やはりここは政党の中でどのように判断するかというのが非常に大きなウェイトを持つような気が私はいたします。

特に、二人選の場合ならまだしも、一つの選挙区の中で一人の候補者を選ぶといった場合には、女性男性といったときに、どうも日本の場合は男性の方が先で女性の方がいつもアフター男性のようにならうという序列意識が全体に強いように思うわ

けです。女性自身がこれに対して努力しなきゃいけないというのはもちろんわかるわけですが、いまいきいまいき、今の日本の現状から考えたら、公的な機関である政党こそがそれを率先してやるべきではないか、私はそういう意見を持っております。

社会党にも女性がいるし、日本には女性の議員があふえてきたとおっしゃいましたけれども、あえて申し上げさせていただきますと、衆議院の女性の議員のパーセンテージは日本は二・七%でございます。列国議会同盟の調査によりますと百五十六カ国中下から数えて早い百二十八位ということでございますので、大きな力を持つ、公共的な使命を持たれますマスメディアにおかれましてはぜひ御努力いただきたいと思えます。

何かこちらをお願いばかりが多くなってしまうので、質問が少なくなってしまうかもしれませんけれども、きょうは、とにかく決着すべきだ、そういう御意見を承りましたところで、私は大変感銘を受けましたということをもちまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○白浜一良君 公明党の白浜でございます。

きょうは、三人の公述人の先生方には大変お忙しい中、貴重な御意見をどうもありがとうございます。私を持ち時間は十分でございますので余りたくさん質問できませんが、お許しただきたいと思うわけでございます。

まず加藤先生にお伺いしたいと思いますが、先ほどお伺いしましたら、今国会で決着をという力強い御意見をいただきました感謝申し上げます。

一点だけお伺いしたいんですが、今回の改正案で、要するに企業献金というのは悪いのか、それがベースになっているというお話を多分されたと思うわけでございます。この一連の事件、スキャンダルというのは、それが必ずしもすべてが悪いがあるとは言いませんが、しかしながら、政治家個人と企業献金の結びつきというのは非常に不明になりやすいというのか、こういうことが批判され

ているわけでございまして、そういう面で、とりあえずまず政治家個人への献金を禁止して政党一本で認めようという少し前進した形になっているわけでございますが、当面、将来的に五年後の見直し規定もございまして、どうしていいかわかるといことは今後も検討すべきだとは思いますが、最低限その前進というのは大事だと認識しているわけでございますが、どのようなお考えをされているか、お伺いしたいと思います。

○公述人(加藤博久君) 先ほど申し上げましたのですが、私は今回の政治資金問題について、腐敗防止のために企業・団体献金を禁じられたのはそれなりにわかる、しかし急激にそれじゃ個人に對して企業、団体の献金は一切だめだということではないのか多少の疑問を持つと申し上げたのは、やはりそういう企業、団体が今までやってきた献金に対する問題がありました。だから、それは違法のものは徹底的に捜査されるべきでし罰せられるべきです。そういう温床になってきたことも事実です。ですから、これは一たん今の政府案のようにばさつと切ってしまった方がいいのかとも思いますが、それじゃすべて企業、団体の個人に対する献金は悪だという認識でいいのかと。経過措置みたいのもあるいは非常にディスクロージャーをはっきりさせて限定した上でしないと、例えば地方議員なんかの場合どうするんだという疑問が残るということを申し上げたわけでござい

ます。

○白浜一良君 わかりました。

いづれにしても、いろいろ問題あると思うわけでございまして、やっぱり与えられた課題に対しては一步前進しなけりやならない、そういう意味でとりあえず公的要素の強い政党というところに絞ろうと、こういう案だと思いたすので、御理解もいただきたいと思うわけでございます。

次に亀井先生にお伺いしたいと思うわけでございまして、参議院に送付されているこの四法案が審議されてまいりまして、よく批判をされている一つの視点に、今回の衆議院の選挙制度が現

行の参議院制度に非常に類似している、こういう御批判が実はあるわけでございまして、しかしながら、この足かけ六年にわたる政治改革の歩みというものがとりあえず衆議院の選挙制度、先ほど来いろいろ御意見いただいておりますが、そちらの方が大事だという御意見もございまして、それといわゆる政治資金に絡む問題というのが先行して、参議院の抜本改革という論議がなかなか軌道に乗らなかった、こういう経緯があったからこそ衆議院の選挙制度改革というのがいろんな意見の対立の中で今の法案のような形態になっているわけでございますが、この辺、いろいろ参議院の現行の選挙制度と類似しているという、こういう批判に対してどのような御意見をお持ちでしょうか。

○公述人(亀井正夫君) 選挙制度改革に参画いたしましたときにいろいろお話を伺いましたのは、両院とも本来は一緒にやるべきだと、しかし両方やるというのには、衆議院だけでこれだけ難航しておるんですから、大問題なので、まず衆議院の改革をやつて次にそれに合わせて今度は参議院のあり方と、いわゆる憲法の本来の良識の府という機能をどうやっていくかということとは次のステップで考えよう。しかし、その間並行して参議院でも議員の方が与野党ともにいろいろ改革案は練っておられるということを知っておりまして、大体が与野党ともコンセンサスがまず衆議院をして次に参議院をやろうと、こういうことになっておるというふうに私も理解しております。

でありますから、両院を一緒にやるべしというのは昨年あたり議論がございましたが、これは一番の出発点でそういうコンセンサスが出てきたものを今になって何を言っておるんだという感じを私は持った次第でございます。

○白浜一良君 それから、いわゆるポスト冷戦下の政治体制の確立と申しますか、内外の重要な政治課題がいっぱいあるわけでございまして、そういうものに合わせた政治改革、政治体制づくりを

ただ、先ほど来申し上げているのは、タイムリミットが迫っておりますので、多くの国民が期待している景気対策などのためにも決着をつけるということになりましたれば、それは話し合いで二十九日までに成立させるという約束をして修正されるか、もしくは次の通常国会で修正の話し合いをするというお約束で上げるかした方がいいんじゃないかというふうに思います。

それから、その他のことは、先ほど来申し上げましたように、やはり参議院の権能というものを、はっきりさせた方がいい。これはもう私は、憲法改正してもそうした方がいいんじゃないかと思うぐらいです。そうでないと参議院の存在理由がな

りあれは国会の会期制の問題とも絡みがあるんじゃないか。一定の土俵の中で法案を審議し、議論し、そして成否を決するということがあります。

先ほどの質問の中で加藤さん、亀井さんそれぞれこう思うということを簡単に話しさせていただきました。私は参議院議員になりましたからまだ一年半でございしますが、その中で思ってきたのは、やはり政党政治が今どんどん進展をしております。その中で、二院制ということ、それから衆と参とは別の機能を果たすということで考えますと、やっぱり政党政治が進展する中で参議院をどう考えるか、あるいは政党との関係をどうするかということが一つのポイントになってくるんじゃないかと思うんです。

ただ、参議院の方の選挙区選の方が、これは都道府県単位ですね。そうしますと、今度は小選挙区があつて、都道府県単位の比例を自民党は主張しておられますが、これがまたブロックぐらゐになつて、それから今の政府案は全国一本です。一本になつちゃうと参議院の方は一本本当にとどめたいというの、はつきり言うときつきの前言を訂正するようになりますが、それが絶対だとは思いません。どうすればいいの、かというの、はまだ余り検討もしてありませんが、我々も議論してみたいと思うんですが、例えばやっぱり

有識者を比例選で集められないかなと思つて先ほど申し上げた次第でございます。

○公述人(亀井正夫君) 参議院というのは、二院制をとっておりまして、アメリカは連邦制、ドイツも連邦制ですから上院がある、イギリスは貴族制度をとっているからと、理由があるんですが、日本の場合はかつての貴族院というものが、この制度を存置したいというのが憲法制定過程であつたように聞いておりますが、その場合にはやはり良識の府ということで、衆議院というものの政治的な決断に対して均衡、抑制、補完ということで、したがつて、ある程度政党色の薄いことを想定しておつたのではないかと。そういう意味で、戦後は緑風会という、良識の府であつたんですが、やはり比例代表制を取り上げたために非常に政党色というものが強くなつてきて、どうも衆議院と参議院とは似たような、同じ議論の繰り返しということに現在なつておるように思います。

そういう意味におきまして、やはりどうしても衆議院の改革が成つた後は参議院の選挙制度あるいはその諸機能について抜本的なひとつ議論をお願いしたい、そういうふうな思つております。

○直嶋正行君 最後になりますが、お二方にこれも時間ございませんで簡単にお伺いしたいと思うんですが、さつきから企業・団体献金のそういう議論がございました。私はお二人の御主張がわからないことないんですが、ちよつと違う角度から御意見をお伺いしたいんです。

一連のいろんな腐敗事件がございました。今もゼネコン疑惑で大変話題になつていられるんですが、こういう状況下で、逆に言うと企業の側としていろいろ反省をしなければいけない、あるいはこういう点を変えなければいけない、これは法制度を含めていただいて結構なんです、問題意識をお持ちでしたら、ちよつとお二人から一言ずつお伺いで可いと思ひます。

○公述人(亀井正夫君) 先ほども企業・団体献金のお話を申し上げましたが、議会制民主政治ではやはり必要経費をどういう形で負担するかという

問題だと思つております。そういう意味で、これを厳密にむちゃくちゃにやると、必要は発明の母というふうになります。悪性のものが出てくる可能性もあるということ、やはり良識の範囲で、ガラス張りにして監視がきくという体制であれば、社会的存在としての企業あるいは労働組合がある程度の政治資金にコントロールするということ制度は認めてもいいではないかというのが私の考えでございます。

○公述人(加藤博久君) 亀井先生と大体同じ考えでございますが、現在のいろんな汚職摘発なんかの状況から見ると、企業の方がもう政治資金はほとんど個人の政治家に出さないような流れになつておるといふことを聞いております。現実論の立場から、今度は政党助成金が入りますから状況は変わりますよ。変わりますから、今の政府案でも結構ですが、じゃ地方議員、無所属はどうするんだというところから考えると、現実論として、余りがちがちなしてしまつとアングラマネーとかいろいろまたそういう逆の効果がでてくるおそれがあるということをおはちよつと申し上げた次第でございます。

○直嶋正行君 ありがとうございます。終わります。(拍手)

○吉川善子君 日本共産党の吉川善子です。お三人の公述人に順次質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず右崎公述人にお伺ひいたします。政治腐敗の根絶という点が政治改革の一番大切な目的だろつと思ひます。企業・団体の献金を禁止するということをや法律によって行ふ必要性を述べられました。我が党も政府案への対案として、企業・団体献金を禁止し罰則も科するという立法を今国会に提出しております。一方、企業も社会的な存在であるという論が政党側を中心に繰り返して当委員会でも展開されましたが、この社会的存在であるということについて右崎公述人の御見解を述べていただきたいと思います。

民主主義のコストであるという論について、公述人は、民主主義の維持に必要な経費ならば、その費用の調達、支出の方法が民主主義の原理にかなう仕方で行ふべきだと指摘されました。大変重要な指摘だと私は思ひます。それで、憲法上もその重大な疑念が政党助成金にはあると私も考えております。政党助成金が議席得票数に基づいて配分されまふと、現実にはみづから集めて使つて政治資金を上回る、あるいはその何倍かの額を受け取る政党も出てくるわけですから、こういうことは政党を堕落させるんではなからうかというところも言われておりますが、この件についての御見解をまず伺ひたいと思ひます。

○公述人(右崎正博君) 私は企業が社会的な存在であるということをお否定しているわけではございません。しかし、社会的存在であるから直ちに企業献金が許されるというふうには考えていないだけなんです。

果たして企業に人権の享有、主体性が認められるかどうかというのは憲法上の大変大きな議論になつていますが、その点についてはっきりとした統一的な意見は学問的にもまだ固まつていないと言つていいと思ひます。しかしながら、その点をよくとらして、今日の政治腐敗にとつて企業の献金もたらしている弊害は余りに大き過ぎる、しかもそれが非常に目に見えて、そういう弊害を防止するといふ観点から企業献金をなくすことが必要であるといふふうには考えたわけです。

それから、政党助成の問題に關してなんですが、私は、先ほども述べましたように、まず配分の仕方が憲法十四条の上から疑問がある。三%を獲得できなかった政党には与えないとしていた点は小さな政党を支持している人たちに對しては差別をするといふことになるのではないでしようか。

それからもう一点は、少数意見を持つている納税者の政党支持の自由であるとか思想や結社の自由にどういふ配慮を及ぼすかという点です。この点に關しても、先ほどアメリカではチェック・オフ・システムを採用している、納税者の同意を得

る制度をつくつていふことを言ひましたが、そういう制度をぜひ工夫していただきたいといふふうには思つています。

それからもう一点は、やはり政党支持の自由といひますか、言論、結社の自由にとつて甚大な影響を及ぼすであらう、政党が堕落するのではないかとこの話がありましたが、その典型例としてイタリアの例を挙げることができるのではないかと思ひます。イタリアでは、公費助成制度が導入された後、お手盛りで総額がふやされてきました。昨年政治改革が断行された、それは先ほど亀井先生のお話の中にもあつたとおりです。小選挙区制が導入されていますが、そのイタリアではあわせて国民投票によつて政党に多額の助成を行うという制度を廃止しているんです。そういう経験もぜひひき取つていただきたいと思ひます。

【委員長退席、理事一井淳治君着席】

○吉川善子君 亀井公述人にお伺ひいたします。政治改革法案をこの国会の会期中にぜひ成立させてもらいたい、それが国民の要望であるとおつしやられました。私は、国民の要望という点で言えば金権腐敗の根絶という点にあるといふふうには、これ疑ひないと思ひます。しかし、その選挙制度を、小選挙区比例並立制を導入してほしいという意見は、マスコミのいろいろな世論調査がありますけれども、ごく少数であるわけなんです。今の与党の選挙公約にもこの並立制というものはないからつたわけですね。選挙制度も変えないと腐敗根絶もできないといふふうには政府は繰り返し答弁しておられるんですが、選挙制度だけではまた腐敗根絶にはならないといふこともお認めになつておられるわけなんです。

それで、私は端的にお伺ひしますが、小選挙区比例代表制を導入してもらいたい、これは国民の要望ではない、国民の意思としては示されていなくないと思ひますが、公述人はいかがお考えですか。

○公述人(亀井正夫君) いろいろなアンケートで国民は腐敗防止が主だといふことを、先ほど右崎公述人も八〇%あると言ひましたけれども、これ

は素人が相次ぐスキャンダルで政治に不信を持つておる。ところが、その一番のものはどこにあるかというところ、七十年近く続いた中選挙区制というところに胚胎しておるということは五年前に自民党が分析をして発表しておられる。そうすると、この病気がここが痛いから治してくれと国民はその痛いとこを治せと言ふんです。しかし、その原因の基本を直さない限りだめだ。国会議員の皆さん方は専門家であります。そういうことを重々知っておられるのに、素人の患者の訴えだけを聞いてこれに対処したらどうかというのには私は逆転しておるんじゃないかというふうに思ふんです。ですから、やはり病源の基本が制度にあるとすれば制度を直すべきではないかというのが私の考え方でございます。

〔理事〕井澤治君退席、委員長着席

○吉川春子君 その制度疲労論についてもここで大分細川総理あるいは大臣ともやり合ったわけですから、この制度疲労論というのは、なかなかはっきりした御答弁がいただけない、これは根拠にはならないと私は受けとめておりますが、これは論争の場でありませんので承っております。

それで、加藤公述人にお伺いいたします。国会内外の論で政治改革が大切という論が大方になっている、今決着をつけなければならぬというふうに言われました。

私は、この法案は非常に慎重に審議すること、これが大変重要になってきていると思ふんです。それは、参議院ではこの小選挙区比例代表並立制の論議が行われるのは今国会が初めてなんです。そして、今国会の衆議院の審議時間には比べますと、まだ参議院の場合はその半分にも至っていないんですね、四十九時間何分なんですか。衆議院の方は百何時間かしておりますね。そういうことでまだ非常に不十分だと。

そういう点と、それから、さつき会期制のことを言われたんですけれども、私も会期制というのはこれは民主主義という基本的な人権を守るための一つの非常に重要な制度だと思ふんです。九十

日の会期を設定して、しかしそこで成立できなかったんですね、そうしたら今度四十五日の大幅会期延長をしまして、通常国会を一月二十日前後に召集するというのを、ぎりぎり法律の許す一月三十一日に延ばしてやった。これは、その会期制のルールをもう踏みにつけて、大変よくないやり方だと思ふんです。

私はともかく参議院の審議というものは衆議院以下であつてはならないし、初めてということも考えれば今国会の衆議院以上に論議して、その法案の身を国民にお知らせして、決着はもう国民の世論がつけると思ふんです。そういう点で私は十分な審議をすることこそ今参議院の役割ではないか、採決を急ぐことが役割でないと思ふんですが、その点についての公述人のお考えを伺いたいと思ひます。

○公述人(加藤博久君) 確かに、参議院としては初めての審議で時間をそれほど費やしてないとおっしゃいますが、そのとおりでございますが、国民の目から見ますと、先ほど来亀井さんもおっしゃっておりますが、もうこれは五年前後議論してきているじゃないか、あるいは衆議院の審議の中でかなり問題点を煮詰めたじゃないかというふうな感じもいたします。

会期を延ばしたというのは、我々も本心に、いいのか、景気対策の面から見てもいいのかという批判をいたしましたけれども、やはりここまで大詰めになったら大局的な見地で妥協すべきものはないか、そして次の話し合いのチャンスもありますし、見直し条項も入っておりますのでございまして、ベストはないですからベターの線で話し合つていただけないかと、こういうことなんです。

○吉川春子君 時間が参りましたので、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。(拍手)
○青島幸男君 公述人のお三方、長時間にわたって御熱心にお話しただきましてまことにありがとうございます。

午前中の公述人に対する質疑のときにも私申し上げたんですけれども、今国民の間には、政治改革も大事だけれどもっとほかに重大問題、政治問題が山積しているではないか、それを早く片づけてほしいという要望もたくさん寄せられておるところだと、こういう御意見もございました。私もそれはそのとおりだと思います。

しかし、そのことも大事でございますけれども、選挙制度はまたまた大事なことでございます。と申しますのが、ただいま上程されておりますこの案が成立になりますとこれが法律になります。次の選挙からはこれにのつとて選挙が行われるようになるわけでございますので、民主主義が将来的にきちっと定着していくんであるのか、あるいは成熟していくんであるのか、その指針に果たしてこの法案がなり得るであろうかということも大変重大な問題だと思つて私は深く受けとめてい

るわけです。それで、将来的に民主主義が成熟、熟成するか、この一点について私はこの法案に異を唱えているわけでございます。

その反対の理由を簡単に申し上げますけれども、どうもこの今の法案は、現存する政党に意見を反映するのではなくて、集約して、何か政権交代のできるものを恣意的につくつていこうじゃないかということにあるような気がいたしました。その点がまず一点心配なんです。

もう一つは、三条条項とか五人の議員とか、あるいは三十人擁立しなければ比例は参加できないとかという制約を設けて、新たに台頭してくる新しい多様化した国民の政治意識をくみ上げるすが全くないわけですね。そうなりますと、私はロマンチストなのかどうかわかりませんが、私は細川内閣の誕生の経緯なんかを見まして、たつた四人で日本新党で参議院の中で開花した花が、いろいろ紆余曲折ありましたが、情熱と意欲でここまで固まって政府を代表するお立場になられたわけですから、それはもう中選挙区制の中

でもなれたわけですから、ですから、そういう芽

を摘み取つてはならない、こう思ふわけです。

今の国庫補助なんかの問題を考えますと、もう外国では小さい政党にこそ発言のチャンスを与えるように補助しようじゃないか。大政党は大政党なりに論議もそろつておいでしようし、伝統もありでしよう、知名度もありでしよう。ですから、大政党はそれほどお金をかけて宣伝したり新たな工夫を重ねなくても国民の多くの方に理解してもらえぬ政策が発表できるわけですね。ですから、そういう大政党が他にまさった大きな補助を受けて、そのまゝいきますと、大政党がますます肥大化して恒常的に君臨するということになります。一党長期独裁支配ということになるのは将来的には大きく民主主義を損なうことになるのはなからうかという心配を私は抱いておりまして、そのことについて皆さんの御意見を承りたいんです。

たまたま右崎公述人の御意見、先ほどから拝聴しておりますけれども、全くおっしゃられるとおり私は認識しておりますので改めてお尋ねすることはないと思ひますけれども、お三方に逐次御発言いただまして質問を終わりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○公述人(加藤博久君) 青島先生のおっしゃることとはよく理解できます。ただ、中選挙区制が、また三十八年間の自民党単独政権として長い間来たということも事実でございます。その間に、一党支配といいますが、の中からのいろいろな腐敗問題も出てきて相次ぐスキャンダルがあつたことも事実でございます。

それで、選挙制度というのは大変大事な基本的な問題であることもわかりますが、小選挙区制、比例代表制というのが一党独裁を生むというのは、私はそういう考え方はできないんじゃないかと。

といいますのは、中選挙区制の場合は、例えば三人区に自民党議員が二人とか四人区に三人とか当選してきて絶対多数とか安定多数をとりやすかつたんですが、小選挙区制の場合は、例えば都

市部と農村部とかあるいは地域によつての差もあり、それから政治の流れというものを端的に反映しまして、政権交代あるいは二ない三ぐらいの有力政党の争いに収められていくということになろうかと思ひますので、一党だけがぬきんでてという感じにはとてもならないんじゃないか。

それに比例が加味されておりますから、比例選において、日本人の場合、先ほどもちよつと申し上げましたけれども、参院の選挙区選と比例選の場合においても非常に微妙な投票行動を有権者はします。そういうバランス感覚というのは日本人有権者は非常に持つておると思ひますので、そういう一党支配が逆に生まれるという心配は私はないというふうに思ひます。

○公述人(亀井正夫君) 私の基本は、中選挙区制というのは大正十四年からやつて、いろいろ制度としてはメリットがあつたにしても、現在はデメリットの方が大きくなり過ぎたと。結局どんな制度でも長年やるとやはりうみの部分が出てくる。そこで新しい制度に変えるというのは国会の先生方の大部分の方の総意であつたわけでございます。そうすると、世界の選挙制度は小選挙区と比例代表制。小選挙区にも長短ある、比例代表にも長短ある。そうすると、そこをコンパインしてやろうという、ここに日本の知恵の発想ということであるというふうに出たのではないかと。

私は、やはり小選挙区というものを主体にする選挙制度がいいと思つてゐる。

というのは四十万人ないし四十五、六万人のところから五十万まで、そこで一人だけを選ぶということですね。ナンバーワンの人を選ぶと。こういう考え方になると選挙民の意識は相当変わってくる。例えば私が前に住んでおりました兵庫二区に例をとってみますと、とにかく尼崎、西宮、芦屋、それから伊丹、宝塚、そして淡路島、それだけの範囲で五人なんです。そうすると非常に運動範囲も広く金がかかる、そしてだれに当たるかわからない、こういう制度でございますが、例え

ば尼崎で五十万の人口に一人だけということになると、選挙民は本当に真剣に考えていくことになるんじゃないか。

それにあわせて多様な民意の反映で比例代表を加味すると、こういうのは日本的な知恵の発想であつて、現在においては私はいい制度である、こう考えております。

○公述人(右藤正博君) 私は、小選挙区制を導入されることになりまして、恐らく二つないし三つの政党しか残らないのではないと思ひます。

といひますのは、先ほども言ひましたが、価値観がこれだけ多様化している社会の中で、政治的な意見を代表する組織が二つか三つしかないというところの方がむしろ民主主義にとっては重大な問題であるというふうに考えています。

先ほど亀井先生の方から、小選挙区制をとれば政権の選択が可能になる、有権者はもつと関心を持つて見るから投票率は上がることになるだろうという予測を述べられました。諸外国のことをたくさん知つてゐるわけではありませんが、アメリカなどの例を見ますと逆なんです。小選挙区制をとりますと、一人有力な政治家が出てきます。とほかの人は勝ち目がなくなつてしまふんです。そうしますと立候補できないんですね。負けることがわかつてゐる選挙には立候補する人はだれもいないんです。

その結果どうなつてゐるかといひますと、単純小選挙区制なんです。下院議員が総議席数が四百三十五だったと思ひますが、そのうちの八十を超え、約二割が対立候補の立たない選挙区になつてしまつてゐるという状況なんです。ですから、投票率はもう目に見えて低下し始めています。大統領選挙の行われる年でも五〇%に届くか届かないかがやつとなんです。大統領選挙が行われないう年には三〇%台ぐらいに下がつてしまふんです。その中で六割ぐらいが議席に結びつかない形で代表者が選ばれる。極めて不自然な、民主主義を生かしていくにはほど遠い選挙制度になつていないだろうかという疑問を抱いてゐるわけです。

それから、政党政助成に關してですが、私は先ほど憲法十四条の点、十九条の点、二十一条の点から、いずれも疑問があるということをおし上げました。それに照らして考えますと、政党に対して一般的な形で助成をするというやり方ではなくて、立候補を平等に認めた上で各立候補者の選挙活動を平等に援助するという形の補助、選挙公営の拡大と言つてもいいんですが、あるいは選挙によつて選ばれて国会で活動する一人一人の議員の政治活動に対してできる限り平等な形で補助をする、そういう形にとどめるべきではないかというふうな考へてゐるわけです。それが憲法上許される限度ではないかということも申し添えておきます。

○青島幸男君 終わります。ありがとうございます。

○委員長(上野雄文君) これにて公述人に対する質疑は終わりました。

この際、公述人の方々に一言お礼を申し上げます。

公述人の方々には、長時間にわたり有益な御意見を述べいただきましたことにありがとうございます。拝聴いたしました御意見は、本委員会の審査に十分反映してまいりたいと存じます。委員会を代表いたしまして心から厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

午後四時三十四分散会

平成六年一月二十四日印刷

平成六年一月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局